

## ～ 国際研修 ～

### 中国民事訴訟法制紹介

国際協力部教官

亀卦川 健 一

#### 第1 はじめに

中国に対しては、2007年11月から全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会をカウンターパートとして、中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトを実施している。本プロジェクトにおいては、JICAの長期専門家として住田尚之弁護士を2008年4月から北京に派遣し、同委員会民法室との折衝に当たってもらっている。さらに住田弁護士からは、本プロジェクトにおける国内支援委員会に対して中国の法制について適宜報告書を提出してもらい、委員の中国民事訴訟法に対する知見を深める一助としているが、特に、中国においては、民事訴訟法の内容が不十分であり、実際の裁判においては「司法解釈」と呼ばれる最高人民法院の出す通達が重要な法源となっているため、住田弁護士を介して得られる「司法解釈」の情報は中国に対する法整備支援に不可欠である。また、本プロジェクトにおいては、過去3回の本邦研修を実施しているが、その際、研修員から中国民事訴訟法の最新の状況について発表をしてもらう機会を設けている。そういった小論につき、以下に紹介する。

#### 第2 目次

- 1 民事訴訟法改正状況の紹介  
(全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室副主任 扈紀華)
- 2 「民事訴訟法」の適用に関する若干問題についての意見  
(最高人民法院審判委員会1992年7月14日制定、同日公布、同日施行)
- 3 「中華人民共和國民事訴訟法」執行手続の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈  
(2008年9月8日最高人民法院審判委員会第1452回会議通過) 法積[2008]13号  
(翻訳:住田 尚之 JICA 中国長期派遣専門家)
- 4 「中華人民共和國民事訴訟法」審判監督手続の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈  
(2008年11月10日最高人民法院審判委員会第1453回会議通過) 法積[2008]14号  
(翻訳:住田 尚之 JICA 中国長期派遣専門家)
- 5 「民事訴訟の証拠に関する若干規定」における挙証期限に関する規定の適用に関する最高人民法院の通知 法発[2008]42号  
(翻訳:住田 尚之 JICA 中国長期派遣専門家)

## 民事訴訟法改正状況の紹介

民事訴訟法は民事案件を審理する基本法である。現行の民事訴訟法は、1991年の第7回全国人民代表大会第4次会議を通過したものである。16年間、民事訴訟法は当事者の訴訟権を保護し、人民法院の正確で迅速な民事案件の審理を保証し、経済社会の秩序を維持し、社会主義現代化の建設を促進する上で重要な役割を發揮してきた。同時に、改革開放と経済社会の発展に伴い、経済的要素、組織システム、利益関係は日増しに多様化し、新たな状況や新たな問題が絶えず出現し、民事紛争は日増しに増加し、公民、法人が人民法院に民事訴訟を提起して自身の適法な權益を守る民事案件が大幅に増加し、人民法院は審理と執行の過程で多くの新たな矛盾と難題に直面しており、民事訴訟法の現行規定はすでに司法の実践の必要に完全に対応することができなくなっており、民事審判の実践経験を総括し、民事訴訟法を改正する必要がある。

民事訴訟法改正は第10回全国人民代表大会常務委員会立法計画と2007年の立法計画に組み込まれた。関連方面と部門の研究を経て、今回の民事訴訟法改正は、主に批判的意見が集中し、改正条件が比較的熟してきている「執行難」と「再審難」の二つの問題を解決し、民事訴訟法における審判監督手続と執行手続に対して改正を行った。

第10回全国人民代表大会常務委員会第28回、第29回、第30回会議は、民事訴訟法の改正案（草案）について審議を行った。全体的に考えるならば、民事訴訟法の改正は必要であり、草案は「申訴難」<sup>1</sup>と「執行難」の問題を重点的に解決し、比較的強い目標性があり、改正案の規定は公民、法人、その他団体の適法な權益の保護に役立ち、司法の公正の保護に資する。2007年10月28日、第10回全国人民代表大会常務委員会第30回会議は、「中華人民共和國民事訴訟法」改正に係る決定を審議し、表決した。

### 一、審判監督手続について

審判監督手続（再審手続とも呼ぶ）は、誤りの確実な法的効力の発生した判決、裁定について、法にのっとって再度審理する手続きで、誤った案件を正し、司法の公正を守り、当事者の訴訟権と実体権を保護する上で重要な役割を有している。「申訴難」の困難さとは、再審すべき案件が再審されず、直ちに再審すべき案件が長期にわたって再審されず、多くの当事者の再審申立の権利が保障を得られていないことである。当事者の「申訴難」を解決し、当事者の再審申立の権利を確実に保護するため、同時に再審申立の行為を規範化し、一部の当事者による理由のない申訴の繰り返しを避けるため、改正案は審判監督手続について以下の改正と補足を行うことを決定した。

#### （一）再審事由をさらに具体化した

どのような状況がある場合に再審すべきかを明確にすることは、「申訴難」を解決する上で重要である。改正案は、民事訴訟法の規定する再審事由を5項目の状況からさらに具体化することを決定した。改正案は以下の通り。

当事者の申立てが以下の状況のうち一つに当てはまる場合、人民法院は再審しなければならない。

---

<sup>1</sup>「申訴」とは、すでに法的効力の発生した判決、裁定、調解について、上級裁判所に改めて審理を要求することを指す——訳注。

- (一) 新しい証拠があり、原判決や原裁定を覆すに足る場合。
  - (二) 原判決や原裁定が認定した基本的事実に証拠能力が欠けている場合。
  - (三) 原判決や原裁定が事実を認定した主な証拠が偽造であった場合。
  - (四) 原判決や原裁定が事実を認定した主な証拠が証拠調べを経ていなかった場合。
  - (五) 案件の審理に必要な証拠について、当事者が客観的理由により自分で収集することができず、人民法院に調査収集を書面で申し立てたものの、人民法院が調査収集を行っていない場合。
  - (六) 原判決や原裁定の法律適用に明らかな誤りがあった場合。
  - (七) 法律の規定に違反し、管轄を誤った場合。
  - (八) 審判組織の設置が不適法であった場合、もしくは法により回避されるべき審判員が回避されなかった場合。
  - (九) 訴訟行為能力のない者が、法定代理人を経ずに訴訟を提起した場合、または訴訟に参加すべき当事者が、責任を本人もしくはその訴訟代理人に帰することができない事由により、訴訟に参加しなかった場合。
  - (十) 法律の規定に違反し、当事者の弁論の権利が剥奪された場合。
  - (十一) 召喚状による召喚を経なかった者が判決に欠席した場合。
  - (十二) 原判決や原裁定に遺漏がある場合、または訴訟請求を超える場合。
  - (十三) 原判決や原裁定が根拠とした法的文書が取り消され、または変更された場合。
- 法定手続きに違反し、案件の正しい判決や裁定に影響する可能性がある場合、または審判員が当該案件の審理に際して収賄や汚職行為を行い、私利を図り、法を曲げて裁判を行った場合、人民法院は再審しなければならない。

## (二) 上級人民法院への再審申立、再審審査期限と再審法院を明確にした

再審手続は当事者の申訴権を保証する運用規定であり、再審手続の整備は、当事者の「申訴難」を解決するために役立つ。改正案は主に以下の4点について規定することを決定した。第一に、当事者の再審申立は一つ上級の人民法院に提出しなければならないことを明確に規定した。第二に、当事者の再審申立の期限を明確にした。第三に、再審案件の審査期限を明確にした。第四に、再審案件の審理法院を明確にした。

1、当事者の再審申立は一つ上級の人民法院に提出しなければならないことを明確に規定した。民事訴訟法の規定に基づき、当事者の再審申立は、原審人民法院に提出することができ、また一つ上級の人民法院に提出することもできるとされていた。実践において発生した問題は、当事者が人民法院に複数の申訴や多数回にわたる申訴を行い、人民法院が重複して審査を行っていたことである。今回の改正では、当事者が原審人民法院に再審申立を行うという規定を削除し、当事者は一つ上級の人民法院に再審申立を行うことができるという規定を残した。こうして、複数の申訴や重複審査の問題を回避することができ、原審人民法院が自身の誤りを正すことが困難なことにより、当事者が原審人民法院の公正な処理を信任しないという問題を回避することもできた。

改正案は第三条で、「当事者はすでに法的効力の発生した判決、裁定について誤りがあると考える場合、一つ上級の人民法院に再審申立を行うことができる」と規定することを決定した。

2、当事者の再審申立の期限を明確にした。民事訴訟法第一百八十二条は、当事者の再審申立は、判決や裁定が法的効力を有した後、2年以内に提出しなければならないと規定

している。

案件審査が終了しないことを防止するため、再審申立には期間制限を設けなければならないが、実践においては、判決や裁定を誤りに至らせるいくつかの状況が2年後に発見される場合は確実に存在するため、司法の公正と、当事者の適法な権益の保障の観点から、特殊な状況の場合に再審申立の期間を適切に延長する必要がある。これに基づいて改正案では、「当事者の再審申立は、判決や裁定が法的効力を有してから2年以内に提出しなければならない。2年後に原判決、裁定が根拠とした法的文書が取り消され、もしくは変更された場合、または審判員が当該案件の審理に際して収賄や汚職行為を行い、私利を図り、法を曲げて裁判を行ったことが発見された場合、発見された日または発見されるべき日から3か月以内に提出しなければならない」と規定した。

3、再審案件の審査期限を明確にした。民事訴訟法は人民法院の、当事者の再審申立に対する審査期限と審査方式を規定していない。これは再審申立の提出後、往々にして裁判所から全く音信がなくなることの最も直接的な原因であり、このため当事者が何度も各級法院に再審申立を繰り返す現象が起きていた。この問題を解決するため、改正案は第六条で、「人民法院は再審申立書を受領した日から3か月以内に審査を行わなければならない。本法第一百七十九条の規定した状況のうち一つに当てはまる場合は、再審を裁定しなければならない。本法第一百七十九条の規定に当てはまらない場合は、申立却下を裁定する」と規定することを決定した。

4、再審案件の審理法院を明確にした。改正案は第六条で、「当事者の申立により再審が裁定された案件は、中級人民法院以上の人民法院が審理する。最高人民法院、高級人民法院が再審を裁定した案件は、本院が再審するか、またはその他の人民法院に移行して再審を行い、原審人民法院に移行して再審することもできる」と規定した。この規定は、主に当事者の原審法院への不信任と、原審法院の改判難<sup>1</sup>の問題を解決した。

### (三) 検察機関の法的監督に関する規定を整備した

人民検察院による民事審判活動に対する法的監督は、人民法院が法にのっとり審判権を行使し、民事案件を正しく審理することを保証する重要な制度である。改正案は主に3点で検察機関の法的監督についての規定を整備した。第一に、人民検察院の抗訴<sup>2</sup>事由をさらに具体化した。第二に、抗訴を受け入れる人民法院を明確に規定した。第三に、再審裁定の期限を明確に規定した。

1、人民検察院の抗訴事由をさらに具体化した。改正案は、民事訴訟法の規定した4項目の抗訴事由をさらに具体化し、人民検察院の、発効した民事判決、裁定に対する抗訴範囲をより明確にし、法院の審判活動に対する監督に役立て、これによって当事者の適法な権益と国家の法制統一をより良く保護することができるようにした。改正案は第八条で、「最高人民検察院は、各級人民法院のすでに法的効力の発生した判決、裁定について、上級人民検察院は、下級人民法院のすでに法的効力の発生した判決、裁定について、本法第一百七十九条の規定する状況のうち一つを発見した場合、抗訴しなければならない」と規定することを決定した。この規定に基づき、当事者の再審申立事由と人民検察院の抗訴提出事由は一致することになった。

2、「上級抗」の原則と、抗訴を受け入れる人民法院を明確に規定した。検察機関の民

<sup>1</sup> 「改判」とは、裁判所が原判決を覆すことを指す——訳注。

<sup>2</sup> 人民監察院が人民法院の判決や裁定に対して再審理を要求する訴訟行為。——訳注。

事審判に対する監督権を保障するため、改正案は「上級抗」という原則をさらに明確にし、同時に同級法院に抗訴を提出することを明確に規定した。抗訴級別と抗訴を受け入れる人民法院に関して、改正案は第八条第二項で、「地方各級人民検察院は、同級人民法院のすでに法的効力の発生した判決、裁定について、本法第一百七十九条の規定する状況のうち一つを発見した場合、上級人民検察院に、同級人民法院に対して抗訴を提起するよう申し立てなければならない」と規定することを決定した。つまり、発効した民事判決、裁定の抗訴は原則として「上級抗」を行い、同級法院は抗訴を受け入れ、最高人民検察院は、最高人民法院のすでに法的効力の発生した判決、裁定について、確実な誤りを発見した場合、最高人民法院に抗訴を提起する権利を有する。

3、抗訴案件について、再審裁定の期限を明確に規定した。現行の民事訴訟法第一百八十六条には、人民法院が人民検察院の抗訴書を受領してから何日以内に再審裁定を行うかが規定されていなかったが、今回の改正で明確にされた。人民法院が抗訴案件について再審を行う効率を上げる一方で、人民検察院の抗訴再審案件に期限付きの確定性を与えた。改正案は第九条で、「人民検察院が抗訴を提出した案件は、抗訴を受けた人民法院が抗訴書を受領した日から30日以内に再審裁定を行わなければならない」と規定した。指摘しなければならないのは、当該条項の規定する30日とは、人民法院の、人民検察院の抗訴に対する審査期間ではなく、再審を開始する期限であり、これも抗訴と当事者による再審申立の重要な違いの一つである。

## 二、執行手続について

執行手続は、人民法院が国家の強制力に依拠し、法定措置を採り、当事者に義務の履行を強制し、判決、裁定及びその他の法的文書が確定した内容の実現を保証する手続制度である。民事訴訟法の執行手続に関する規定は、債権の実現を保障し、社会主義市場経済の秩序を保護する上で重要な役割を発揮した。民事案件の増加に伴い、執行申立の案件も大幅に増加し、多くの原因により、非常に多くの判決や裁定が執行されず、勝訴した当事者の適法な權益が最終的に実現されず、「執行難」は大衆が強く批判する問題となっていた。「執行難」をもたらしている原因は多岐にわたり、ある場合は被執行人に、執行に供すべき財産がなく、または被執行人が行方不明で、かつ執行に供すべき財産を発見できない。ある場合は被執行人が財産を隠匿または移動させ、逃避または執行に抵抗する。ある場合は地方の保護主義が執行業務を妨げる。ある場合は執行人の資質が低く、利益に駆られて執行を怠ったり、あるいは違法に執行措置を採ったりする。

人民法院が法により発効させた法的文書の執行を確保することは、法治国家の基本的全体計画と、社会主義法治国家の建設、社会主義調和的社会的構築を徹底的に確かなものにするうえで重要である。法により行われた判決と裁定を効果的に執行し、法律と司法の權威を保護し、勝訴した当事者の適法な權益を保障するため、改正案は執行措置を重点的に強化し、当事者の權益を保障する救済措置と方法を増やし、執行人の執行行為を規範化した。

### (一) 執行措置を強化し、被執行人の法による履行義務を促した

執行難を解決するには、執行力を拡大し、執行措置を強化し、被執行人の法による履行義務を促す必要がある。改正案は主に5点について規定した。

第一に、直ちに強制措置を取る内容の規定を増やし、被執行人が法的文書で確定された義務を履行せず、財産を隠匿したり移動させる可能性がある場合、執行人が直ちに強制執行措置を取ることができるようにした。

第二に、被執行人の財産報告制度の規定を増やし、被執行人が執行通知に基づいて法的文書で確定された義務を執行しない場合、現在及び執行通知を受領した日の1年前の財産状況を報告しなければならないようにした。被執行人が報告を拒絶したり、又は虚偽の報告を行った場合、人民法院は状況の深刻度により、被執行人または法定代理人、関連団体の主な責任者または直接責任者に罰金を科したり、拘留を行う。

第三に、被執行人に対する制限措置の規定を増やし、「被執行人が法的文書で確定された義務を履行しなかった場合、人民法院はこれに対して出国を制限し、または関連機関に対して出国制限に協力するよう通知し、信用調査システムに記録したり、メディアを通して義務の不履行を発表し、法律の規定するその他の措置を採る」と規定した。

第四に、罰金額を増やし、人民法院が発効させた判決、裁定を拒否して履行しないことに対する強制措置を採り、個人の罰金額を人民元1000元以下から1万元以下に引き上げた。団体に対する罰金額を、人民元1000元以上3万元以下から1万元以上30万元以下に引き上げた。

第五に、調査や執行に協力義務がある団体が調査、執行の強制措置を拒否した場合の規定を増やし、民事訴訟法の罰金規定をベースに、「協力義務を履行しなかった場合、拘留することができる」旨の規定を追加した。

## (二) 執行行為を規範化し、当事者の適法な権益を確実に保護した

執行過程で、一部の執行人の執行が厳格でなく、行為が規範に合っていないことも、「執行難」が生まれる原因の一つである。執行行為を規範化し、司法の公正を促し、当事者の適法な権益を確実に保護するため、改正案は以下の3点から規定を行った。

1、違法執行行為に対する異議規定を増やした。司法実践において、ある法院または執行人は法の執行が厳格でなく、行動が規範的でなく、執行難と執行乱をもたらす原因の一つとなっている。当事者または利害関係者が、執行行為が法律の規定に違反すると考えた場合、執行を担う人民法院に書面で異議を提出する権利があり、人民法院は異議に対して15日以内に審査を行い、裁定を下さなければならず、当事者、利害関係者が裁定に不服の場合は、10日以内に一つ上級の法院に復議を申し立てることができる。

2、執行申立人が一つ上級の法院に執行法院の変更を申し立てることができる旨の規定を追加した。一部の案件では、被執行人に、執行に供することのできる財産があるにも関わらず、ある執行案件では地方の保護主義の妨害を受け、長期にわたり執行を行うことができず、案件が先延ばしされる状況が起きていたが、改正案では、当事者が一つ上級の人民法院に、その他の人民法院に変更して執行を行うことを申し立てる権利を賦与した。改正案は第十二条で、「人民法院が執行申立書を受領した日から6か月を超過しても執行しない場合、執行申立人は一つ上級の人民法院に執行申し立てを行うことができる。一つ上級の人民法院は審査を経て、原人民法院に対して一定期間内に執行を行うよう命令することができ、本院が執行するか、またはその他の人民法院に執行を命じることもできる」と規定することを決定した。

3、執行過程で、第三者が執行対象に対して異議を提出する権利を賦与した。執行手続において第三者異議が発生する状況は比較的複雑で、主に3種類の状況がある。第一に、

発効した判決，裁定に示される目的物の所有権に対して異議が発生する場合。第二に，判決，裁定が及んでいないものの，執行過程で執行対象とされ，執行されることに対して異議が発生する場合。第三に，執行行為が自己の執行対象物の使用権に影響すると考えて異議を提出する場合。改正案は実践において存在する状況に対し，第三者異議について2種類の救済措置を規定した。改正案は第十三条で，「第三者が執行の目的物について書面で異議を提出した場合，人民法院は書面による異議を受領した日から15日以内に審査を行ない」，かつ裁定を行わなければならない，「第三者，当事者が裁定に不服があり，原判決，原裁定が誤りであると考えられる場合，審判監督手続ののっとりて処理する。原判決，原裁定に関連のない場合，裁定通達の日から15日以内に人民法院に訴訟を提起することができる」と規定することを決定した。

### (三) 執行申立期限を適切に延長し，当事者の権利行使，債務履行に役立てた

民事訴訟法第二百十九条第一項は，「執行申立ての期限は，双方または一方の当事者が公民である場合は1年間，双方が法人またはその他の組織である場合は6か月とする」と規定している。執行申立の期限が短く，中止，中断，延長の規定がなく，一方ではいくつかの特殊な原因により期限内に執行申立を行えない当事者の適法な権益が，国家の強制力の保護を失い，矛盾の激化を招き，同時に一部の債務者の，時効を利用して債務を逃れようという射幸心を助長していた。また一方では，債権者が，執行申立期間を超過して法院が保護を与えないことを憂慮し，債務者が執行に供すべき財産を持たないことを明らかに知りながら，または法的文書が発効した後に双方が分割履行の協議に合意しながら，強制執行を申し立てざるを得ず，債権者と債務者の間の緊張が激化していた。一部の案件は執行手続に入るのが早すぎたために，「死に案」の執行を行うことになり，貴重な司法資源を浪費し，当事者のコストを増やしていた。このほか，公民，法人，その他の組織に対して異なる執行申立期限を適用し，民事主体の平等の原則にも適合していなかった。実際の状況から考えて，多くの債務者が義務を履行するには比較的長い時間が必要であるが，執行申立期限は短く，債務者が債務を履行する上で不利であり，当事者が和解に達する上でも不利であった。さらに，ある当事者は期限内に執行申立をしなかったために，人民法院の保護を得られなかった。当事者の権利行使と債務履行に資するために，改正案は，当事者の執行申立の期限を統一して2年に延長した。規定では，「執行申立の期間は2年間とする。執行申立時効の中止，中断は，法律の訴訟時効の中止，中断に関する規定を適用する」となっている。

### (四) 執行機関を整備し，執行業務を強化した

1, 執行機関の設立について。執行機関は執行業務を達成するための重要な保障であり，当事者の「執行難」を解決するためには，執行機関の整備と，執行業務の強化が必要である。民事訴訟法第二百九条第三項は，「基層人民法院，中級人民法院は必要に応じて，執行機関を設立することができる。執行機関の職責は最高人民法院が規定する」と規定していた。この規定では，すでに日増しに増加する執行案件の必要を満たすことができなくなっていた。第一に，高級人民法院，最高人民法院が第一審となった民事案件は，民事訴訟法の規定に基づいて当該人民法院が執行すべきであり，執行機関を設立しなければ執行業務の組織的保障は失われる。第二に，下級人民法院の執行業務も，上級人民

法院が対応する機関を設立して指導、協調を行う必要がある。現在、基層人民法院と中級人民法院は執行法廷を設立しているが、最高人民法院と高級人民法院の執行機関設立には法的な根拠が乏しい。実際の業務から考えて、最高人民法院と高級人民法院にも執行機関を設立し、執行業務に対して指導と管理を行わなければならない。このため、改正案は、人民法院は必要に応じて執行機関を設立することができる」と規定した。

2、執行の管轄法院について。民事訴訟法第二百七条第一項は、「法的効力の発生した民事判決、裁定及び刑事判決、裁定における財産部分は、第一審の人民法院が執行する」と規定していた。この規定は大多数の案件の執行について言えば適切であるが、一部の案件の被執行人の財産は第一審人民法院の所在地にはなく、また一部の案件では、被執行人と執行される財産がいずれも第一審人民法院の管轄区になく、第一審人民法院による執行が比較的困難であった。これに対して、執行法院は自ら別の地区に赴いて執行しており、結果として多くの人力と物的資源を浪費し、執行効率に影響しており、一部では暴力で執行に抵抗する事件も引き起こされていた。またある場合は別の地区の法院に執行を委託し、結果として受託法院が往々にして処理を真摯に行わず、委託執行案件の累積が深刻になっていた。執行の便を図り、執行効率を引き上げ、別の地区での執行において存在する問題を解決するため、原規定の第一審法院が管轄するという基礎の上に、「法的効力が発生した民事判決、裁定及び刑事判決、裁定における財産部分は、第一審人民法院または第一審人民法院と同級の被執行財産所在地の人民法院によって執行される」と規定した。第一審人民法院と同級の被執行財産所在地の人民法院が執行する旨の規定を追加した。

改正案は、民事訴訟法第十九章「企業破産債務返済手続」を削除した。これは、1986年に制定された企業破産法（試行）が国有企業にのみ適用され、集体企業、私営企業などの非国有企業法人の破産債務返済手続の問題については民事訴訟法が専門に「企業法人破産債務返済手続」を規定していたところ、2006年に公布された企業破産法では、破産債務返済手続に対して既に統一規定を行い、各種企業に適用することとしたため、今回の改正案では第十九章を削除したものである。

全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和國民事訴訟法」改正に係る決定は、審判監督及び執行手続をさらに整備し、司法の実践と社会の公正・正義、調和的社会的構築に対して、より積極的な役割を果たすだろう。

扈紀華

作者所属：全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室

網掛けの部分は 2008 年 12 月 18 日付で最高人民法院から「2007 年末までに発布された関連司法解釈の廃止（第 7 批）に関する最高人民法院の決定」が公布され、12 月 24 日から施行されたことにより廃止された部分である。

## 「民事訴訟法」の適用に関する若干問題についての意見

（最高人民法院審判委員会 1992 年 7 月 14 日制定，同日公布，同日施行）

「中華人民共和國民事訴訟法」（以下「民事訴訟法」という）を正確に適用するために，民事訴訟法の規定と裁判の実践的な経験に基づき，我々は以下の意見を提出し，各級人民法院の裁判業務での執行に供することとする。

### 一 管轄

1. 民事訴訟法第 19 条第 1 号が規定する重大な涉外案件とは，争議金額が大きい，又は案件の内容が複雑で，あるいは国外に居住する当事者の人数が多い案件である。
2. 特許紛争案件は，最高人民法院が確定した中級人民法院により管轄され，海事・海商案件は海事法院により管轄されることとなる。
3. 各省，自治区，直轄市の高級人民法院は，民事訴訟法第 19 条第 2 号，第 20 条の規定に基づき，当地の実際の状況を出発点として，案件の内容の複雑さ，訴訟金額の大きさ，当地での影響等により，本管轄区内における一審案件の審級管轄について，意見を提出し，最高人民法院に報告し，その許可を求める。
4. 公民の住所地とは，公民の戸籍所在地を，法人の住所地とは法人の主要営業地又は主要事務所所在地を指す。
5. 公民の經常的居住地とは，公民が住所地を離れる時期から提訴の時まで引き続き 1 年以上住んでいる場所である。但し，公民が入院している場所は除外する。
6. 被告の都市戸籍が取消された場合，民事訴訟法第 23 条の規定に基づき，管轄が確定される。双方の都市戸籍がともに取消された場合，被告居住地の人民法院により管轄されることとなる。
7. 当事者が戸籍を移転し，いまだに定住せず，經常的居住地がある場合，当該地の人民法院により管轄されることとなる。經常的居住地がなく，かつ戸籍が移転されてから 1 年未満の場合，元戸籍所在地の人民法院により管轄される。1 年以上の場合，その居住地の人民法院により管轄されることとなる。
8. 当事者双方とも拘禁又は労働教養される場合，被告の元住所地の人民法院により管轄され，被告が拘禁又は労働教養される期間が 1 年以上の場合，被告の拘禁地又は労働教養地の人民法院により管轄されることとなる。

9. 扶養費を請求する案件においては、数人の被告の住所地が同じ管轄区に属さない場合、原告住所地の人民法院により管轄されることとなる。

10. 指定後見に不服、又は後見関係を変更する案件においては、被後見人住所地の人民法院により管轄されることとなる。

11. 非軍人が軍人に対して提起した離婚訴訟で、軍人側が非文職軍人である場合、原告住所地の人民法院により管轄されることとなる。

離婚訴訟の当事者双方とも軍人である場合、被告住所地又は被告が属する団級以上の機関の駐在地の人民法院により管轄されることとなる。

12. 夫妻の一方が住所地を離れてから1年以上になり、もう一方が離婚を提訴する案件の場合、原告住所地の人民法院により管轄されることとなる。夫妻双方とも住所地を離れてから1年以上になり、一方が離婚を提訴する案件においては、被告の経常的居住地の人民法院により管轄され、経常的居住地がない場合、提訴時の原告の居住地の人民法院により管轄されることとなる。

13. 国内で結婚し、国外に定住する華僑について、定住国の人民法院が離婚訴訟は婚姻締結地の人民法院により管轄されるべきであるという理由により受理せず、当事者が人民法院に離婚訴訟を提起する場合、婚姻締結地又は一方の国内における最後の居住地の人民法院により管轄されることとなる。

14. 国外で結婚し、国外に定住する華僑について、定住国の人民法院が離婚訴訟は国籍所属国の人民法院により管轄されるべきであるということにより受理せず、当事者が人民法院に離婚訴訟を提出する場合、一方の元住所地又は国内における最後の居住地の人民法院により管轄されることとなる。

15. 中国公民の一方が国外に居住し、もう一方が国内に居住する場合、どちらが人民法院に離婚訴訟を提起するにしても、国内側当事者の住所地の人民法院が管轄権を有する。国外側当事者が居住国の人民法院に提訴し、国内側当事者が人民法院に提訴する場合、訴訟を受ける人民法院は管轄権を有する。

16. 中国公民双方が国外に居住はしているが、定住はしていない場合で、一方が人民法院に離婚を提訴する場合、原告又は被告の元住所地の人民法院により管轄されなければならない。

17. 事務機構のない公民共同、共同型経営体に対して提起される訴訟は、被告の登録地の人民法院により管轄される。登録がなく、数名の被告が同一管轄区に属さない場合、被告住所地の人民法院は全て管轄権を有する。

18. 契約紛争により提起される訴訟において、契約が実際に履行されず、当事者双方の住所地が契約において取決めた履行地ではない場合、被告住所地の人民法院により管轄される。

19. 仕入れ・販売契約を締結する当事者双方が、契約において引渡場所を約定する場合、約定した引き渡し場所が契約履行地となる。約定しない場合、引き渡す方法により契約履行地

が確定される。貨物発送方式を採用する場合、貨物送達地が契約履行地となる。引取方式を採用する場合、貨物引取地が契約履行地となる。託送代理、又は木材、石炭発送方式により発送する場合、貨物発送地が契約履行地となる。

仕入れ・販売契約の実際の履行地と契約で約定した貨物引渡場所が異なる場合、実際の履行地が契約履行地となる。

20. 加工請負契約においては、加工行為地が契約履行地となる。但し、契約中に履行地について約定のあるものは除外する。

21. 財産賃貸借契約及び融資賃貸借契約においては、賃貸借物の使用地が契約履行地となる。但し、契約中に履行地について約定のあるものは除外する。

22. 補償貿易契約においては、投資を受ける側の主要義務履行地が契約履行地となる。

23. 民事訴訟法第 25 条が規定する書面契約の協議とは、契約における協議管轄条項、又は訴訟前に達成した管轄選択協議を指す。

24. 契約の当事者双方の管轄選択協議が不明確、又は民事訴訟法第 25 条が規定する 2 つ以上の人民法院の管轄を選択する場合、管轄選択協議は無効となる。民事訴訟法第 24 条の規定に基づき、管轄が確定される。

25. 保険契約の紛争により提起された訴訟において、保険目的物が運送用具又は運送中の貨物である場合、被告住所地又は運送工具の登録地又は運送目的地又は保険事故発生地 of 人民法院により管轄される。

26. 民事訴訟法第 27 条が規定する手形支払地とは、手形に明記されている支払地を指す。支払地が手形に明記されていない場合、手形の支払人（代理支払人を含む）の住所地又は主要営業所の所在地が手形支払地となる。

27. 債権者が支払命令を申し立てる場合、民事訴訟法第 22 条の規定が適用され、債務者の住所地の基層人民法院により管轄されることとなる。

28. 民事訴訟法第 29 条が規定する権利侵害行為地には、権利侵害行為実施地及び権利侵害結果発生地が含まれる。

29. 製品の品質が規格に合わないため他人の財産及び人身に損害を与えたことにより提起された訴訟の場合、製品の製造地及び販売地、権利侵害行為地及び被告の住所地の人民法院は全て管轄権を有する。

30. 鉄道運送契約の紛争及び鉄道運送に関する権利侵害紛争については、鉄道運送法院により管轄されることとなる。

31. 訴訟前の財産保全については、当事者が財産所在地の人民法院に申し立てることとなる。

人民法院が訴訟前の財産保全を講じた後、申立人が提訴する場合、訴訟前の財産保全を講じた人民法院又はその他の管轄権を有する人民法院に提起することができる。

32. 当事者が訴訟前の財産保全を申立てた後、法定期間内に提訴しなかったため、被申立人に財産の損失をもたらしたことによって訴訟を提起される場合、当該財産保全の措置を講じた人民法院により管轄されることとなる。

33. 2 つ以上の人民法院がみな管轄権を有する場合、先に立件した人民法院はその他の管轄権を有する人民法院に案件を移送してはならない。人民法院が立件する前に、その他の管轄権を有する人民法院によりすでに立件されていたことが判明した場合、重複して立件してはならない。立件後、その他の管轄権を有する人民法院によりすでに先に立件されていたことが判明した場合、裁定により先に立件した人民法院に案件を移送する。

34. 案件が受理された後、訴訟を受けた人民法院の管轄権は当事者の住所地及び経常的居住地の変更の影響を受けない。

35. 管轄権を有する人民法院は案件を受理した後、行政区域の変更を理由として、変更後管轄権を有する人民法院に案件を移送してはならない。判決後の上訴案件及び裁判監督手続に基づき自ら再審となる案件は第一審の人民法院の上級人民法院により審判される。第二審の人民法院が差戻し改めて審理、又は上級人民法院が再審するよう命ずる案件は第一審の人民法院により改めて審理又は再審されることとなる。

36. 民事訴訟法第 37 条第 2 項により、管轄権について紛争が発生した 2 つの人民法院が協議による合意を達成できず共同の上級人民法院に管轄の指定を請求する場合、双方が同一地、市に属する区の基層人民法院であれば、当該地又は市の中級人民法院により適時管轄が指定される。双方が同一省、自治区、直轄市の人民法院であれば、当該省、自治区、直轄市の高級人民法院により適時管轄が指定される。双方が省、自治区、直轄市にまたがる人民法院で、高級人民法院の協議が達成されない場合は、最高人民法院が適時管轄を指定することとする。前項の規定に基づき上級人民法院に管轄の指定を請求する場合、級を追って行われなければならない。

37. 上級人民法院は民事訴訟法第 37 条の規定に基づき管轄を指定し、書面で申請した人民法院及び指定された人民法院に通知しなければならない。申請した人民法院は通知を受領した後、直ちに当事者に告知しなければならない。

## 二 訴訟関係者

38. 法人の正職責任者は法人の法定代表者である。正職責任者がいない場合、業務を主管する副職責任者が法定代表者を担当する。董事会を設けている法人については、董事長が法定代表者となる。董事長がいない法人については、董事会による授権を経た責任者が法人の法定代表者となることができる。

法人の資格を有さないその他の組織については、その主たる責任者を代表者とする。

39. 訴訟中、法人の法定代表者が変更される場合、新しい法定代表者が引き続き訴訟を行い、

かつ人民法院に新しい法定代表者の身分証明書を提出しなければならない。元法定代表者が行った訴訟行為は有効とする。

本条の規定は、その他の組織が参加する訴訟に適用する。

40. 民事訴訟法第 49 条が規定するその他の組織とは、合法的に成立し、一定の組織機構と財産を有しているが、法人資格を備えていない組織であり、以下を含む。

- (1) 法律に基づき登録を行い、営業許可証を受け取った私営独資企業、共同組織。
- (2) 法律に基づき登録を行い、営業許可証を受け取った共同型経営企業。
- (3) 法律に基づき登録を行い、わが国の営業許可証を受け取った中外合作経営企業、外資独資企業。
- (4) 民政部門の許可を得て登録を行い、社会团体登記証を受け取った社会团体。
- (5) 法人により法律に基づき設立され、営業許可証を受け取った支店等(原文は「分支機構」)。
- (6) 中国人民銀行、各專業銀行により各地に設立された支店等。
- (7) 中国人民保險会社により各地に設立された支店等。
- (8) 許可を得て登録を行い、営業許可証を受け取った郷鎮、町、村により設立される企業。
- (9) 本条により規定される条件に適うその他の組織。

41. 法人が法によらずに設立した支店等又は法により設立したが、営業許可証を取得していない支店等については、当該支店等を設立した法人が当事者となる。

42. 法人又はその他の組織の職員の職務行為又は授權行為により発生した訴訟については、当該法人又はその他の組織が当事者となる。

43. 個人経営者、個人共同又は私営企業が集團企業と提携し、かつ集團企業の名義で生産及び経営活動に従事する場合、訴訟中、当該個人工商業経営者、個人共同又は私営企業及びその集團企業は共同訴訟人となる。

44. 訴訟中、当事者の一方が死亡した場合、相続人があれば、裁定により訴訟が中止される。人民法院は直ちに相続人に当事者として訴訟を引き受けるよう通知しなければならない。被相続人がすでに行った訴訟行為は訴訟を引き受ける相続人に対して、有効である。

45. 個人経営者、農村請負経営者、共同組織により雇用された人員が、雇用契約の規定に基づいて生産及び経営活動を行う過程で他人に損害をもたらした場合、その雇い主が当事者となる。

46. 訴訟中、個人経営者については、営業許可証に記載された所有者が当事者となる。屋号がある場合、法律文書に記載された屋号を明記しなければならない。営業許可証に記載された所有者が実際の経営者と一致しない場合、所有者及び実際の経営者が共同訴訟人となる。

47. 個人共同の全ての共同経営者は訴訟中、共同訴訟人となる。個人共同で法律に基づき許可を得て登録された屋号がある場合、法律文書に登録された屋号を明記しなければならない。全ての共同経営者は代表人を推薦することができる。推薦された代表人については、全ての共同経営者が推薦状を発行しなければならない。

48. 当事者間の紛争については、仲裁機構による仲裁、又は人民調停委員会により調停が為されたが、当事者が仲裁又は調停に不服で、又は人民法院に訴訟を提起する場合、相手の当事者を被告としなければならない。

49. 法人又はその他の組織が登録すべきだが、未登録のまま法人又はその他の組織の名義で民事活動に従事する、あるいは他人が法人又はその他の組織の名義をかたって民事活動に従事する、もしくは法人又はその他の組織が法律により解散したがそのまの名義で民事活動に従事する場合、直接責任者が当事者となる。

50. 企業法人が合併される場合、合併前の民事活動によって起こった紛争については、合併後の企業が当事者となる。企業法人が分割される場合、分割前の民事活動によって起こった紛争については、分割後の企業が共同訴訟人となる。

51. 企業法人が清算を経ずに解散される場合、清算組織があれば、当該組織が当事者となる。清算組織がなければ、解散を決定した機構が当事者となる。

52. 業務紹介状、契約専用印章、押印した契約書フォーム、銀行口座を借用する場合、貸出した機構・企業等及び借用者が共同訴訟人となる。

53. 保証契約の紛争によって提起された訴訟について、債権者が保証人と被保証人に対してあわせて権利を主張する場合、人民法院は保証人と被保証人を共同被告としなければならない。債権者が保証人のみ提訴する場合、保証契約において保証人が連帯責任を引き受けることが明確に約定されている以外は、人民法院は被保証人に共同被告として訴訟に参加するよう通知しなければならない。債権者が被保証人のみ提訴する場合、被保証人のみを被告とすることができる。

54. 遺産の相続に関する訴訟において、一部の相続人が提訴する場合、人民法院はその他の相続人に共同原告として訴訟に参加するよう通知しなければならない。通知された相続人が訴訟への参加を望まないが、実体権利の放棄を明確的に示さない場合、人民法院はなおその相続人を共同原告としなければならない。

55. 被代理人と代理人が連帯責任を引き受ける場合、共同訴訟人となる。

56. 共有財産権が他人により侵害され、一部の共有権者が提訴する場合、その他の共有権者を共同訴訟人としなければならない。

57. 共同で訴訟を行わなければならない当事者が訴訟に参加しない場合、人民法院は民事訴訟法第 119 条の規定に基づき、その当事者に参加するよう通知する。当事者は人民法院に追加を申立てることもできる。人民法院は当事者が提起した申立に対して、審査を行わなければならない。理に適わない申立は、裁定により却下し、理に適う申立は、追加された当事者に訴訟に参加するよう書面により通知する。

58. 人民法院が共同訴訟の当事者を追加する場合、その他の当事者に通知しなければならない。追加しなければならない原告について、実体権利の放棄をすでに明確に示した原告は追加しなくてもよい。訴訟への参加を望まず、又実体権利も放棄しない場合で、なお共同原告として追加される。追加された者が訴訟に参加しないことは、人民法院の案件に対する審理及び法律に基づく判決に影響をしないこととなる。

59. 民事訴訟法第 54 条及び第 55 条規定の、一方の当事者の人数が多いとは、通常 10 人以上を指す。

60. 民事訴訟法第 54 条の規定により、提訴時、一方の当事者の人数が多いと確定される場合、当事者全員が共同の代表者を推薦、又は当事者の一部が自己の代表者を推薦することができる。代表者を推薦できない当事者は、必要な共同訴訟において、自ら訴訟に参加することができる。普通の共同訴訟においては、別に提訴することができる。

61. 民事訴訟法第 55 条の規定により、一方の当事者の人数が多く、提訴時に確定されない場合、当事者が代表者を推薦することとなる。当事者が推薦できない場合、人民法院が候補者を提出し、当事者と協議することとなる。協議による合意が達成しなかった場合、人民法院は訴訟を起こした当事者の中から代表者を指定することができる。

62. 民事訴訟法第 54 条及び第 55 条が規定する代表者は 2 名から 5 名で、それぞれの代表者は 1 名又は 2 名を訴訟代理人として委託することができる。

63. 民事訴訟法第 55 条の規定により受理された案件については、人民法院が公告を發布し、権利者に人民法院で登記するよう通知することとなる。公告期間は案件ごとに確定され、少なくとも 30 日以上でなければならない。

64. 民事訴訟法第 55 条の規定に基づき人民法院で登記する当事者は、自分と相手の当事者との法律関係及び被った損害を証明しなければならない。証明できない場合、登記されず、当事者は別に提訴することができる。人民法院の裁決は登記の範囲内において執行される。登記に参加しなかった権利者が訴訟時効期間内に訴訟を提起し、その請求の成立が人民法院により認定される場合、人民法院がすでに下した判決及び裁定に適用することを裁定する。

65. 民事訴訟法第 56 条の規定により、独立請求権を有する第三者は人民法院に対し、訴訟の請求及び事実と理由を提出し、当事者になる権利を有する。独立請求権のない第三者については、申請を提出し、又は人民法院により通知され、訴訟に参加することができる。

66. 訴訟中、独立請求権のない第三者は、当事者としての訴訟権利と義務を有し、判決により民事責任を引き受けた、独立請求権のない第三者は、上訴を提出する権利を有する。但し、当該第三者は一審中、案件の管轄権に対し、異議を提出、訴訟の請求を放棄、変更、又は訴訟を取り下げる権利はない。

67. 訴訟中、民事行為無能力者及び民事行為制限能力者の後見人はその法定代理人となる。事前に後見人が確定されない場合、後見の資格のある者により協議、確定することができる。

協議による合意が達成しない場合、人民法院によりその中から訴訟における法定代理人が指定されることとなる。当事者に、民法通則第 16 条第 1 項及び第 2 項又は第 17 条第 1 項により規定された後見人がない場合、同法第 16 条第 4 項又は第 17 条第 3 項により規定された関連組織を指定し、訴訟期間中の法定代理人を担当させることができる。

68. 弁護士、当事者の近親者、関係社会团体又は当事者の勤務先により推薦された者以外、当事者はその他の公民を訴訟代理人として委託することもできる。但し、民事行為無能力者、民事行為制限能力者、被代理人に利益損害をもたらす可能性のある者、人民法院が訴訟代理人には不適當であると認める者は訴訟代理人となることができない。

69. 当事者が人民法院に提出する授權委託書は、開廷審理前に人民法院に送付しなければならない。具体的な授權内容がなく「全權代理」しか書いていない授權委託書の場合、訴訟代理人には訴訟の請求を承認、放棄、変更したり、和解を行ったり、反訴、上訴を提起する権利はない。

### 三 証拠

70. 人民法院が調査証拠を収集する場合、2 人以上の者により共同で行われなければならない。調査の資料については、調査者、被調査者、記録者の署名又は押印が必要である。

71. 当事者が提出した証拠については、人民法院は受領書を発行し、証拠の名称、受領した時間、部数とページ数を明記し、裁判官及び書記官により署名又は押印されなければならない。

72. 証拠については、法廷で呈示され、かつ開廷審理の弁論、証拠に対する質疑を経なければならない。法律に基づき秘密を保持しなければならない証拠については、人民法院は具体的な状況に従って開廷において呈示するか否か決める。呈示する必要がある場合でも、公開の開廷において呈示してはならない。

73. 民事訴訟法第 64 条第 2 項の規定に基づき、人民法院が調査・収集の責任を負う証拠には以下のものを含む。

- (1) 当事者及びその訴訟代理人が客観的な原因により自ら収集できないもの。
- (2) 人民法院が鑑定・検証する必要があると認めるもの。
- (3) 当事者が提出した証拠が相互に矛盾し、認定できないもの。
- (4) 人民法院が自らで収集しなければならないと認めるその他のもの。

74. 訴訟中、当事者は自らが提出した主張に対し、証拠を提出する責任がある。但し、以下に挙げる権利侵害訴訟においては、被告が原告により提出された権利侵害の事実を否認する場合、被告は立証責任を負う。

- (1) 製品の製造方法発明特許により提起された特許権侵害訴訟。
- (2) 高度に危険な作業による人身損害の権利侵害訴訟。
- (3) 環境汚染による損害賠償訴訟。
- (4) 建築物又はその他の施設及び建築物上の置物、掛け物の倒壊、脱落、墜落による人身損害の権利侵害訴訟。

- (5) 動物を飼育することによる人身損害の権利侵害訴訟。
- (6) 関連法律により被告が立証責任を引き受けることとなる訴訟。

75. 以下の事実については、当事者が立証する必要はない。

- (1) 当事者の一方が相手の当事者が陳述した案件の事実及び訴訟請求に対し、明確に承認するもの。
- (2) 周知の事実、自然的法則及び定理。
- (3) 法律の規定及び既知の事実に基づき、推定できるその他の事実。
- (4) 人民法院の法的効力が発生した裁判により確定されている事実。
- (5) 有効な公証証書により証明されている事実。

76. 当事者が一時的に証拠を提出できない場合、人民法院は具体的な状況に基づき、合理的な期限内に提出することを指定しなければならない。指定された期限内に提出が困難である場合、当事者は指定された期限満了前に、人民法院に延期を申請しなければならない。延長期限は人民法院により決定されることとなる。

77. 民事訴訟法第 65 条に基づいて関係機関・企業等により人民法院に提出される証明文書については、機関・企業等の責任者の署名又は押印、及び機関・企業等の印章の押印が必要である。

78. 証拠資料が副本であり、提供者が原本又は原本の手がかりを提供することを拒絶し、実証可能なその他の資料がなく、相手の当事者もこれを承認しない場合、訴訟中、認定事実の根拠としてはならない。

#### 四 期間及び送達

79. 民事訴訟法第 75 条第 2 項の規定により、民事訴訟中、日単位で計算する各期間は全て翌日から計算する。

80. 民事訴訟法第 112 条により規定された立件期限については、訴状の内容が不十分であるため、原告に補正を命ずる場合、補正後人民法院に提出された翌日から計算する。上級人民法院から下級人民法院に、又は基層人民法院から関連人民法廷に取り次がれた案件については、訴訟を受ける人民法院又は人民法廷が訴状を受領した翌日から計算する。

81. 法人又はその他の組織に訴訟文書を送達する場合、法人の法定代表者、当該組織の主要責任者又は事務室、文書受領・発送室、当直室などの受取責任者が署名又は押印し、受領することとなる。署名又は押印を拒絶する場合、差置送達を適用する。

82. 送達を受ける者が受け取ることを拒絶した訴訟文書で、関連基層組織又は所在機関・企業等の代表者及びその他の証人が送達受証に署名又は押印しない場合、送達人が送達受証に状況を明記し、送達を受ける者の住所に送達文書を差し置くことをもって送達とみなす。

83. 送達を受ける者に訴訟代理人がいる場合、人民法院は送達を受ける者にもその訴訟代理人にも送達することができる。送達を受ける者の指定により訴訟代理人が代理受取人になる場合、訴訟代理人へ送達する際には差置送達を適用する。

84. 調停書は、当事者本人に直接に送達しなければならないが、差置送達を適用しない。当事者本人が何らかの原因により署名・受領できない場合、その指定した代理受取人により署名・受領される。

85. 郵便で送達する場合、送達受証の添付が必要である。書留配達の証明書に記された受領期日と送達受証に記された期日が一致しない、又は送達受証が戻らなかった場合、書留の証明書に記された期日が送達の期日となる。

86. 民事訴訟法第 80 条の規定により、その他の人民法院に送達を委託する場合、委託する人民法院は委託文書を作成し、送達すべき訴訟文書及び送達受証も同封しなければならない。送達を受ける者が送達受証に署名した期日が送達の期日となる。

87. 民事訴訟法第 81 条及び第 82 条の規定により、関係機関・企業等により取り次がれた訴訟文書については、送達を受ける者が送達受証に記した期日が送達の期日となる。

88. 公告送達については、人民法院の掲示板、送達を受ける者の元住所地での公告の貼り出し、新聞への公告掲載を以って行うことができる。公告送達の方式について特別な要求がある場合、要求された方式に従って公告を行わなければならない。公告期限の満了後、送達とみなす。

89. 訴状又は上诉状の副本を公告送達する場合、提訴又は上訴の要点、送達を受ける者の答弁期限及び期限内に答弁を行わないことがもたらす法律上の結果を説明しなければならない。召喚状を公告送達する場合、出廷の場所、時間及び期限内に出廷しないことがもたらす法律上の結果が説明しなければならない。判決状及び裁定状を公告送達する場合、裁判の主な内容を説明し、第一審に属する場合、上訴の権利、上訴期限、上訴する人民法院を説明しなければならない。

90. 人民法院が定期的に判決を言い渡す際に、当事者が判決状及び裁定状の受取を拒絶する場合、送達とみなさなければならないが、判決記録に明記することとなる。

## 五 調停

91. 人民法院が案件を受理した後、審査により法律上の関係が明確で事実が明白であると認められる場合、当事者双方の同意を得た後、直接調停を行うことができる。

92. 人民法院が民事案件を審理する場合、自由意思及び合法的な原則に基づき調停を行わなければならない。当事者の一方又は双方が一貫して調停を望まない場合、人民法院は適時判決しなければならない。

人民法院が離婚案件を審理する場合、調停を行わなければならない。但し、調停を長引かせ、決定を行わないようにすべきではない。

93. 人民法院が訴訟案件の調停を行う場合で、当事者が出廷できない場合、特別な授權によって、その委託代理人が調停に参加することができる。達成した調停合意については、委託代理人が署名することができる。

離婚案件の当事者が特別な状況により出廷し、調停に参加することができない場合で、本人による意思表示が不可能な場合以外は、書面による意見を提出しなければならない。

94. 民事行為無能力者の離婚案件においては、その法定代理人が訴訟を行う。法定代理人が相手と合意を達成し判決書の発行を要求する場合、合意の内容に基づき判決書を制作することができる。

95. 当事者の一方が調停書の受取を拒絶する場合、調停書は法的効力を発せず、人民法院は適時相手の当事者に通知しなければならない。

96. 調停書が当廷で当事者双方に送達することができない場合、後に調停書を受領した当事者が署名の上、受取った期日を調停書の発効期日としなければならない。

97. 独立請求権のない第三者が参加する訴訟案件で、人民法院が調停に際し、独立請求権のない第三者により義務を引き受けることを確定する必要がある場合、第三者の同意を経て、調停書を同時に第三者に送達しなければならない。第三者が調停書が送達される前にそれを撤回した場合、人民法院は速やかに判決しなければならない。

#### 六 財産保全及び仮執行

98. 民事訴訟法第92条、第93条の規定に従って、人民法院が訴訟前の財産保全及び訴訟財産保全を講じる際に、申立人に担保を提供するよう命令する場合、提供する担保の額が保全請求の金額に相当しなければならない。

99. 人民法院は、季節性の商品、生鮮、腐乱及び変質しやすい品物、その他の長期保存に適さない品物に対して、保全の措置を講じる場合、当事者に速やかに処理するよう命令じ、人民法院が代金を保管することができる。必要であれば、人民法院がそれらの品物を換金し、代金を保管することができる。

100. 人民法院が財産保全において、財産の封印、差押の措置を講じる場合、封印、差押えた財産は適切に保管されなければならない。当事者、保管の責任を負う関係機関・企業等又は個人及び人民法院は当該財産を使用してはならない。

101. 人民法院が不動産及び特定の動産（車両、船舶等）に対し財産保全を行う場合、関連財産権証明書を差押え、かつ関連財産権登記部門に当該財産の移転手続を取り扱わないよう通知するという財産保全の措置を講じることができる。必要であれば、当該財産を封印、差押えることもできる。

102. 人民法院は抵当物及び留置物に対し、財産保全の措置を講じることができる。但し、抵当権人、留置権人は優先的に債務弁済を受ける権利を有する。

103. 当事者が第一審の判決に不服で、上訴を提出する案件について、第二審の人民法院がその案件の報告を受ける前に、当事者に財産の移転、隠匿、売出もしくは毀損などの行為があり、財産保全の措置を講じなければならない場合、第一審の人民法院により当事者の申立又

は職権に従って講じることとなる。第一審の人民法院により制作された財産保全の裁定は直ちに第二審の人民法院に報告されなければならない。

104. 人民法院は債務者の満期で得るべき収益に対し、財産保全の措置を講じ、その支出及び受取りを制限し、関係機構・企業等に協力執行を通知することができる。

105. 債務者の財産が保全の要求を満たすことはできないが、第三者に対し、満期債権を有する場合、人民法院は債権者の申立に基づき、当該第三者が本案件の債務者に全額償還してはならないことを裁定することができる。当該第三者が決済を要求する場合、人民法院が財物もしくは代金を供託として受け取る。

106. 民事訴訟法により規定された仮執行は、人民法院が案件の受理から最終審の判決までに講じる。仮執行が当事者の訴訟請求の範囲内に制限され、かつ当事者の生活及び生産経営の急需を限度としなければならない。

107. 民事訴訟法第 97 条第 1 項第 3 号が規定する緊急状況には以下を含む。

- (1) 直ちに侵害を停止し、妨害を排除しなければならない場合。
- (2) 直ちにある行為を阻止しなければならない場合。
- (3) 生産の原材料、生産工具購入の代金を直ちに返済しなければならない場合。
- (4) 生産、経営を回復するため急ぎ必要とする保険金を請求する場合。

108. 人民法院が財産保全の措置を講じること裁定した後、保全裁定を下した人民法院が自ら解除し、又はその上級人民法院が解除を決定する以外に、財産保全の期限内に、いかなる機構・企業等も保全の措置を解除することはできない。

109. 訴訟中、財産保全裁定の効力は通常法的効力を発した法律文書が執行されるまで維持されなければならない。訴訟の過程において、保全措置を解除する必要がある場合、人民法院は直ちに裁定を行い、保全措置を解除しなければならない。

110. 当事者が財産保全、仮執行の裁定に不服で、再議を申し立てる場合、人民法院は直ちに審査しなければならない。裁定が適当であれば、当事者の申立が却下され、裁定が不適當であれば、新しい裁定へ変更され、又は元裁定が破棄されることとなる。

111. 人民法院が仮執行を行った後、法的効力が発生した判決に基づき、申立人が仮執行により取得した利益を返還しなければならない場合、民事訴訟法第 214 条の規定を適用する。

#### 七 民事訴訟の妨害に対する強制措置

112. 民事訴訟法第 100 条の規定により出廷しなければならない被告とは、扶養、養育の義務を有する被告と、出廷しなければ、案件の内容を明らかにすることができない被告を指す。国家、集団又は他人に損害をもたらした未成年者の法定代理人について、出廷しなければならない場合で、召喚状による 2 回の召喚を経て、正当な理由なく、出廷を拒絶する者に対しては、勾引を適用することもできる。

113. 勾引については、勾引状が必要で、かつ勾引を受ける者に直接送達しなければならない。勾引前、勾引を受ける者に対し、出廷を拒絶することによって起こる結果を説明しなければならない。批判、教育を経て、なおも出廷を拒絶する場合、勾引により出廷を強制することができる。

114. 人民法院は、民事訴訟法第 101 条、第 102 条の規定に従って、訴訟参加者及びその他の者に拘留措置を講じる必要がある場合、院長の許可を得て、拘留決定書を作成し、司法警察により被拘留者が当地の公安機関に移送され、監視されることとなる。

115. 被拘留者が本管轄区に属さない場合、拘留を決定した人民法院が被拘留者の所在地の人民法院に人員を派遣し、当該院に協力執行を要請しなければならない。委託を受けた人民法院は直ちに人員を派遣し、執行に協力しなければならない。被拘留者が再議を申し立て、又は拘留期間内に過失を認めかつ改め、拘留が期限を繰り上げて解除される必要がある場合、委託を受けた人民法院は委託した人民法院に伝達もしくは提案し、委託した人民法院により審査、決定されることとなる。

116. 法廷で騒ぐ、法廷を攻撃する、暴力、脅迫などにより公務の執行に抵抗する等の緊急状況により、拘留措置を直ちに講じなければならない場合、拘留後、直ちに院長に報告し、事後に許可手続きを行うことができる。院長が拘留を適当ではないと認める場合、拘留は解除されなければならない。

117. 被拘留者が拘留期間内に過失を認め悔い改める場合、その者に誓約書を提出するように命じ、期限を繰り上げて拘留を解除することができる。期限を繰り上げて拘留を解除する場合、院長の許可を得て、拘留期限繰上解除決定書を作成し、監視の責任を有する公安機関に渡され、執行することとなる。

118. 民事訴訟法第 101 条、第 102 条により規定された過料及び拘留については、単独で適用することができる、又、併用することもできる。

119. 同一の民事訴訟の妨害行為に対する過料、拘留については、連続して適用することはできない。但し、新しい民事訴訟の妨害行為が発生した場合、人民法院はあらたに過料、拘留を科すことができる。

120. 民事訴訟法第 106 条の規定により、人民法院が、非合法に他人を拘禁し、又は非合法に自ら他人の財産を押収し、債務を請求した機関・企業等及び個人に対して、拘留、過料の措置を講じる場合、同法第 104 条及び第 105 条の規定を適用する。

121. 過料、拘留を受ける者が過料、拘留の決定に不服で、再議申立を決定する場合、上級人民法院は再議申立を受領してから 5 日間以内に決定を下し、再議の結果を下級人民法院及び当事者に通知しなければならない。

122. 上級人民法院は、再議において強制措置は不適當であると認める場合、決定書を作成し、下級人民法院による拘留、過料の決定を破棄又は変更しなければならない。状況が緊急であ

れば、口頭で通知してから3日間以内に決定書を発することができる。

123. 当事者に以下の状況の内のいずれかがある場合、民事訴訟法第102条第1項第6号の規定により処理を行うことができる。

(1) 法律文書が法的効力を発した後、財産を隠匿、移転、売却、毀損したことより、人民法院がそれに対し執行できない場合。

(2) 暴力、脅迫又はその他の方法により人民法院の執行を妨害又は抵抗・拒絶した場合。

(3) 履行能力を有するが、人民法院により法的効力を発した判決書、裁定書、調停書及び支払命令の執行を拒む場合。

124. 関係機関・企業等に以下の状況の内のいずれかがある場合、人民法院は民事訴訟法第102条の規定に基づき処理することができる。

(1) 人民法院によりすでに凍結された預金を無断で移転し、又は無断で解除した場合。

(2) 暴力、脅迫又はその他の方法により司法人員が銀行預金について行う尋問、凍結、振り替えを妨害した場合。

(3) 人民法院の協力執行の通知を受けた後、当事者に知らせ、財産の移転、隠匿に協力した場合。

125. 民事訴訟法第101条の規定により、関係人員の刑事責任を追及しなければならない場合、当該案件を審理する審判組織により直接に判決することとなる。判決前、当事者が意見陳述を行うこと、又は委託を受けた弁護人が弁護することを許可しなければならない。

126. 民事訴訟法第102条第1項第6号の規定により、関係人員の刑事責任を追及しなければならない場合、人民法院の刑事裁判法廷により直接に受理し、かつ判決することとなる。

127. 民事訴訟法第102条第1号から第5号まで及び第106条の規定により、関係人員の刑事責任を追及しなければならない場合、刑事訴訟法により処理しなければならない。

## 八 訴訟費用

128. 民事訴訟法第93条の規定に従って、人民法院に訴訟前の財産保全を申し立てる場合、訴訟費用は「人民法院訴訟費用徴収規則」第8条第2号の規定に基づき納める。

129. 民事訴訟法第55条に従って審理する案件については、案件の受理費用は前納せず、判決が下された後、訴訟目的額に基づき、敗訴者により納められる。

130. 民事訴訟法第55条第4項の規定により、登記に未参加の権利者が人民法院に執行を申し立てる場合、執行申立費用は「人民法院訴訟費用徴収規則」第8条第1号の規定に基づき納められる。

131. 人民法院の裁定により不受理とされる案件については、当事者が訴訟費用を納める必要はない。当事者が裁定に不服で、上訴する場合、訴訟費用は「人民法院訴訟費用徴収規則」第5条第3号の規定に基づき納められる。

132. 民事訴訟法第 189 条の規定に従って、人民法院に支払命令を申し立てる場合、案件ごとに申立費用 100 元を納めることとなる。督促手続きが債務者の異議により終結される場合、申立人が申立費用を負担することとなる。債務者が異議を提出しない場合、債務者が申立費用を負担することとなる。

133. 督促手続きが終結された後、債権者が別途訴訟を提起する場合、訴訟費用は「人民法院訴訟費用徴収規則」に基づき納める。

134. 民事訴訟法第 193 条の規定に従って、人民法院に公示催告を申し立てる場合、案件ごとに申立費用 100 元を納め、申立人が申立費用及び公告費用を負担することとなる。

135. 民事訴訟法第 196 条、第 198 条の規定に従って、人民法院に訴訟を提起する場合、案件の受理费費用は「人民法院訴訟費用徴収規則」第 5 条第 4 号の規定に基づき納める。

136. 民事訴訟法第 199 条の規定に従って、人民法院に破産弁済を申し立てる場合、案件の受理费費用は前納せず、破産費用は破産財産から支出する。

137. 人民法院の職権により提起する再審案件、及び人民検察院の控訴による再審案件については、当事者は訴訟費用を納める必要はない。

138. 委託執行について、委託を受けた人民法院は委託人民法院から費用を徴収してはならない。執行において、実際に支出した費用は「人民法院訴訟費用徴収規則」に基づき徴収する。

## 九 第一審普通手続

139. 提訴が受理条件に不適合な場合、人民法院は不受理の裁定を為さなければならない。立件後、提訴が受理条件に不適合であることを発見した場合、裁定により提訴が却下されることとなる。

不受理の裁定書については、立件の審査の責任を負う裁判官、書記官により署名され、提訴却下の裁定書については、当該案件の審理責任を負う裁判官、書記官により署名されることとなる。

140. 当事者の訴状に悪罵及び人身攻撃の言葉があり、副本を送達することが矛盾を激化させ、案件の解決に不利となる可能性がある場合、人民法院は当事者に事実に従って、修正するよう説得しなければならない。修正を行わないことに固執する場合、訴状の副本を送達してもかまわない。

141. 当該人民法院に管轄権がない案件については、原告に管轄権を有する人民法院に提訴するよう告知する。原告が提訴を主張し続ける場合、不受理の裁定を為すこととなる。立件後、当該人民法院に管轄権がない案件であることが明らかになった場合、管轄権を有する人民法院に案件を移送しなければならない。

142. 不受理が裁定され、提訴が却下された案件で、原告が再度提訴する場合、提訴条件に適合していれば、人民法院は受理しなければならない。

143. 原告が案件受理费を前納すべきであるのに、前納しない場合、人民法院は原告に前納するよう通知しなければならない。通知後、なお前納しない場合、又は減額納入、納入の延期、免除を申請したが、人民法院の許可を得ておらず、なお前納しない場合、自動的に訴訟取り下げとして裁定し、処理する。

144. 当事者が訴訟を取り下げ、又は人民法院が訴訟取下として処理した後、当事者が同一訴訟請求を以て、再度提訴する場合、人民法院は受理しなければならない。

原告が訴訟を取り下げる、又は訴訟取下として処理された離婚案件について、新しい状況、理由がなく、6か月以内に改めて提訴する場合、民事訴訟法第111条第7号の規定により、これを受理しない。

145. 民事訴訟法第111条第2項の規定により、当事者が書面契約において仲裁条項を締結し、又は紛争が発生した後、書面仲裁協議を達成した場合で、一方が人民法院に提訴した場合、人民法院は不受理の裁定を為し、原告に仲裁機構に仲裁を申し立てるよう告知する。但し、仲裁条項、仲裁協議の無効、失効又はその内容が不明確のため執行できない場合は、除外する。

146. 当事者の仲裁条項又は仲裁協議において選択された仲裁機構が存在せず、又は選択した仲裁事項が仲裁機構の権限を超える場合、人民法院は法律に基づき一方の当事者の提訴を受理する権利を有する。

147. 仲裁条項、又は仲裁協議が無効、失効又は内容が不明確で執行できないため受理される民事訴訟案件の場合で、被告側が人民法院の管轄権に対し、異議を提出した場合、訴訟を受ける人民法院は管轄権について裁定しなければならない。

148. 当事者の一方が人民法院に提訴する際に、仲裁協議があることを言明せず、人民法院が受理した後、相手の当事者も応訴答弁した場合、当該人民法院は管轄権を有するとみなされる。

149. 病人及びその親族が医療事故技術鑑定委員会により出された医療事故の結論に意見を提出せず、医療部門に医療事故についての経済損失賠償のみを要求し、人民法院に訴訟を提起する場合、受理しなければならない。

150. 判決により離婚が認められず、調停により関係修復が為された離婚案件、及び判決、調停により養子縁組関係を維持された案件における被告が、人民法院に提訴する場合、民事訴訟法第111条第7号により規定された条件の制限を受けない。

151. 夫妻の一方が行方不明になり、もう一方が人民法院に訴訟を提起し、離婚のみ要求している場合で、行方不明になった者の失踪又は死亡の宣告を申請しない案件においては、人民法院はこれを受理し、行方不明になった者に対し、公告送達で訴訟文書を送達しなければならない。

152. 扶養・養育費の案件について、判決が法的効力を発した後、新しい状況、新しい理由により、当事者の一方が改めて提訴し、費用の増加又は減少を要求する場合、人民法院は新しい案件として受理しなければならない。

153. 当事者が訴訟時効期間を超え、提訴する場合、人民法院は受理しなければならない。受理後、中止、中断、延長する事由はないことが明らかになった場合、判決によりその訴訟請求が却下される。

154. 民事訴訟法第 66 条、第 120 条における商業秘密とは、主に技術秘密、商業情報及びインフォメーションなどを指し、例えば、生産工法、調合・処方、貿易連絡、仕入れと販売のルートなど当事者が公開したくない工商業の秘密である。

155. 人民法院が普通手続に基づき案件の審理を行う場合、開廷の 3 日前までに召喚状により当事者を召喚しなければならない。訴訟代理人、証人、鑑定人、調査人、通訳者に対し、通知書で出廷を通知しなければならない。当事者又はその他の訴訟参加者が本地にいない場合、必要な路程時間を留めておかなければならない。

156. 案件受理後、法廷弁論が終了する前、原告が訴訟請求を追加し、被告が反訴を提出し、第三者が本案件に関する訴訟請求を提出した場合で、併合審理ができるものについては、人民法院は併合審理しなければならない。

157. 民事行為無能力者の離婚訴訟においては、当事者の法定代理人が出廷しなければならない。法定代理人が出廷できない場合、人民法院は事実を明らかにした上、法律に基づき判決する。

158. 民事行為無能力当事者の法定代理人が召喚状により召喚され、正当な理由なく、出廷を拒む場合、原告については、民事訴訟法第 129 条の規定に照らして、訴訟取下として処理することができる。被告については、民事訴訟法第 130 条の規定に照らして、欠席判決することができる。

159. 独立請求権を有する第三者が人民法院により召喚状で召喚され、正当な理由なく、出廷を拒む場合、又は法廷の許可を得ず、途中で法廷を退出する場合、当該第三者に対しては、民事訴訟法第 129 条の規定に照らして訴訟取下として処理することができる。

160. 独立請求権を有する第三者が訴訟に参加した後、原告が訴訟取下を申し立てる場合、人民法院により訴訟取下が許可された後、独立請求権を有する第三者が別の案件の原告となり、元案件の原告と被告が別の案件の被告となり、訴訟が改めて行われることとなる。

161. 当事者が訴訟取下を申し立てる、又は法律に基づき訴訟取下として処理される案件で、当事者に法に違反する行為があるため法に基づき処理する必要がある場合、人民法院は訴訟取下を許可しない、又は訴訟取下として処理せずともよい。

162. 独立請求権のない第三者が人民法院により召喚状で召喚され、正当な理由なく、出廷を

拒む場合、又は法廷の許可を得ず、途中で法廷を退出する場合、案件の審理に影響しない。人民法院の判決により民事責任を負うとされた独立請求権のない第三者は上訴の権利を有する。

163. 第一審の判決後、第一審の人民法院が判決の過失を発見し、かつ当事者が上訴期間内に上訴した場合、第一審の人民法院は元判決に誤りがあることを提出し、第二審の人民法院に送付する。第二審の人民法院は第二審手続に従って審理することとなる。当事者が上訴しない場合、裁判監督手続に従って処理されることとなる。

164. 民事訴訟法第 135 条の規定における審理期間とは、立件の翌日から判決が宣告され、調停書が送達される期日までの期間である。但し、公告期間、鑑定期間、当事者が提出する管轄権についての異議及び人民法院間の管轄争議を処理する期間は除外しなければならない。

165. 第一審の判決書及び上訴可能な裁定書を同時に当事者双方に送達することができない場合、上訴期間はそれぞれが判決書、裁定書を受領した翌日から計算する。

166. 民事訴訟法第 140 条第 1 項第 7 号における書き間違いとは、法律文書の記入の誤り、計算の誤り、訴訟費用の記入漏れ・計算ミス、並びにその他の書き間違いを指す。

167. 裁定による訴訟中止の原因が解消され、訴訟手続が回復される場合、元の裁定を破棄する必要はなく、人民法院が当事者双方に引続き訴訟を行うよう通知する、又は許可する時から訴訟中止の裁定は即刻無効となる。

#### 十 簡易手続

168. 民事訴訟法第 142 条の規定により、簡単な民事案件において、「事実が明らかである」とは、当事者双方の争議の事実に対する陳述が基本的に一致し、かつ確かな証拠を提供することができ、人民法院が調査、証拠収集せずに、事実を判定し、是非を分けることができるということである。「権利と義務の関係が明確である」とは、誰が責任を負う者で、誰が権利を享有する者かという関係が明確であるということである。「争議が大きい」とは、当事者の案件の是非、責任及び訴訟目的物に対する争議が原則上相違していないということである。

169. 提訴時、被告が行方不明である案件については、簡易手続を適用して審理を行ってはならない。

170. 簡易手続を適用する案件については、審理期間を延長してはならない。審理中、案件の内容が複雑で、普通手続に転換し審理する必要がある場合、普通手続に転換することができ、合議廷で審理され、直ちに当事者双方に通知することとなる。審理期間は立件の翌日から計算する。

171. すでに普通手続に照らして審理されている案件については、審理中、いかなる状況の変化が起ころうとも、簡易手続に転換することはできない。

172. 簡易手続を適用する案件については、人民法院が提訴の内容を口頭で又は書面で被告に告知しなければならない。口頭又はその他の簡便な方法で当事者、証人を召喚し、裁判官が単独で審理を担当し、書記官が記録を担当し、審理をする者が自ら筆記することはできない。判決が下される際は、民事訴訟法第134条の規定に基づき公開判決することとなる。

173. 人民法廷により制作された判決書、裁定書、調停書については、基層人民法院の印章が必要で、基層人民法院の印章の代わりに人民法廷の印章を使ってはならない。

174. 第一審に差戻再審理となった案件、又は審判監督手続に基づき再審理となった案件は、簡易手続を適用してはならない。

175. 簡易手続を適用する案件については、公文書に以下のような資料が必要である。

- (1) 訴状又は口頭提訴の記録。
- (2) 答弁状又は口頭答弁の記録。
- (3) 他人に訴訟代理を委託する場合には、授権委託書が必要である。
- (4) 必要な証拠。
- (5) 当事者の尋問記録。
- (6) 審理(調停を含む)記録。
- (7) 判決書、仲裁書、裁定書、又は仲裁協議。
- (8) 送達及び判決の記録。
- (9) 執行状況。
- (10) 訴訟費用の領収証。

## 十一 第二審手続

176. 当事者双方及び第三者がいずれも上訴する場合、皆上訴人となる。

177. 必要共同訴訟人の中の1人又は一部の者が上訴する場合、以下に挙げる状況に応じて、処理する。

- (1) 当該上訴については、相手の当事者との間に権利及び義務の分担に対し、異義があるが、その他の共同訴訟人の利益に関連しない場合、相手の当事者が被上訴人となり、未上訴の味方の当事者は第一審の訴訟地位のままである。
- (2) 当該上訴については、共同訴訟人との権利及び義務の分担に対し、異義があるが、相手の当事者の利益に関連しない場合、未上訴の味方の当事者が被上訴人となり、相手の当事者は第一審の訴訟地位のままである。
- (3) 当該上訴については、当事者双方の間及び共同訴訟人との間の権利及び義務の分担に対し、異義がある場合、未上訴のその他の当事者がいずれもが被上訴人となる。

178. 第一審の判決が言い渡される時、又は判決書、裁定書が送達される時、当事者が口頭で上訴を示す場合、人民法院は当事者に上訴期間内に上訴状を提出するよう告知しなければならない。法定上訴期間内に上訴状が提出されない場合、未上訴とみなす。

179. 民事行為無能力者、民事行為制限能力者の法定代理人は当事者を代理し、上訴することができる。

180. 第二審の人民法院が民事訴訟法第 151 条の規定に基づき、上訴人の上訴請求に関する事実と法律の適用に対し、審査を行う時、上訴請求以外に元の判決に誤りがあることを発見した場合、是正を行わなければならない。

181. 第二審の人民法院が、第一審の人民法院に以下に挙げる法定手続に違反する行為のいずれかを発見した場合で、案件の正確な判決に影響したおそれのある場合、民事訴訟法第 153 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、裁定により元判決を破棄し、第一審に差戻し、改めて審理しなければならない。

- (1) 本案件を審理する裁判官、書記官が回避すべきが、回避しなかった場合。
- (2) 開廷審理を通さず判決が下された場合。
- (3) 普通手続を適用する案件の当事者が召喚状で召喚されず、欠席判決した場合。
- (4) その他の法定手続に著しく違反する場合。

182. 当事者が第一審においてすでに提出した訴訟請求について、第一審の人民法院が審理、判決を下さなかった場合、第二審の人民法院は当事者の自由意志によるという原則に基づき調停を行うことができる。調停が不成立の場合、第一審に差戻し、改めて審理させる。

183. 訴訟に参加しなければならない当事者が、第一審において参加しなかった場合、第二審の人民法院は当事者の自由意思によるという原則に基づき調停を行うことができる。調停が不成立の場合、第一審に差戻し、改めて審理させる。差し戻し、改めて審理の裁定書には追加しなければならない当事者は列記されない。

184. 第二審手続において、第一審の原告が独立の訴訟請求を追加する、又は第一審の被告が反訴を提起する場合、第二審の人民法院は当事者の自由意思によるという原則に基づき新たに増加された訴訟請求又は反訴について調停を行うことができる。調停が不成立の場合、当事者に別途提訴するよう告知する。

185. 第一審により離婚禁止となった案件で、上訴後、第二審の人民法院が離婚判決を下さなければならないと認める場合、当事者の自由意思によるという原則に基づき、子女の扶養、財産などの問題と併せて調停を行うことができる。調停が不成立の場合、第一審に差戻し、改めて審理させる。

186. 人民法院が第二審手続に基づき審理する案件について、法律に基づき人民法院により審理されるべきではないとされる場合、第二審の人民法院は直接に元の判決の破棄を裁定し、提訴を却下することができる。

187. 第二審の人民法院が第一審の人民法院により為された不受理の裁定に誤りがあることを調査によって明らかにした場合、元の裁定を破棄すると同時に、第一審の人民法院に立件し、受理するよう命じなければならない。第一審の人民法院により為された提訴却下の裁定に誤りがあることが明らかになった場合、元裁定を破棄すると同時に、第一審の人民法院に審理を行うよう命じなければならない。

188. 第二審の人民法院は以下の上訴案件に対し、民事訴訟法第 152 条の規定に基づき、直接に判決及び裁定を行うことができる。

- (1) 第一審により不受理、提訴の却下、管轄権の異議について裁定された案件。
- (2) 当事者により提出された上訴請求が明らかに成立不可能である案件。
- (3) 第一審裁判により事実が明らかであると認定されたが、適用する法律に誤りがあった案件。
- (4) 原判決が法定手続に違反し、案件の正確な判決に影響するおそれがあり、第一審に差戻し、改めて審理させる必要がある案件。

189. 第二審手続においては、当事者としての法人又はその他の組織が分割する場合、人民法院は直接に分割後の法人又はその他の組織を共同訴訟人として組み入れることができる。合併する場合、合併後の法人又はその他の組織を当事者として組み入れる。第一審人民法院に差戻し、改めて審理させる必要はない。

190. 第二審手続中、当事者が上訴取下を申し立てる場合で、人民法院の審査により、第一審による判決に確かに誤りがあった、又は当事者双方が結託して国家と集団と社会公共の利益及び他人の合法的な権益を損害すると認めた場合、それを許可してはならない。

191. 当事者が第二審において和解協議を達成する場合、人民法院は当事者の請求に基づき、双方により達成した和解協議を審査し、調停書を制作し、当事者に送達することができる。和解による訴訟取下を申し立てる場合、審査により訴訟取下の条件を満たせば、人民法院はこれを許可しなければならない。

192. 第二審の人民法院は、判決を宣告することにおいて、自ら判決を言い渡すことができる、又第一審の人民法院又は当事者の所在地の人民法院に委託しそれが判決の言渡しを代行することもできる。

## 十二 特別手続

193. 訴訟中、当事者の利害関係者が当該当事者が精神患者であることを申し出て、当該当事者を民事行為無能力者又は民事行為制限能力者と宣告することを要求する場合、利害関係者により人民法院に申請し、訴訟を受ける人民法院が特別手続に基づき、立件及び審理し、元の訴訟は中止しなければならない。

194. 失踪宣告又は死亡宣告の案件については、人民法院が申立人の請求に基づき、行方不明者の財産を清算し、訴訟期間の財産管理人を指定することができる。公告が満期になり、人民法院が失踪宣告を判決する場合、同時に民法総則第 21 条第 1 項の規定に基づき、失踪者の財産代理管理人を指定しなければならない。

195. 失踪者の財産管理代理人が人民法院により指定された後、代理管理人が代理管理変更を申請する場合、民事訴訟法の特別手続の関連規定に照らして審理する。理に適う申請については、裁定により申請人の代理管理人としての資格が破棄されるとともに、別途財産管理代理人が指定されることとなる。理に合わない申請については、裁定により申請が却下される。失踪者のその他の利害関係者が代理管理の変更を申請する場合、人民法院はその者に元々指定されていた代理管理人を被告として提訴するよう告知しなければならない、かつ普通手続に

基づき、審理する。

196. 人民法院により公民の失踪宣告を判決した後、利害関係者が人民法院に失踪者の死亡宣告を申請することについて、失踪の翌日から満4年になった場合、人民法院は受理しなければならない。失踪宣告の判決が即ち当該公民の失踪証明となる。審理中、民事訴訟法第168条の規定に基づき公告を行わなければならない。

197. 無主財産認定の案件については、公告期間に財産に対し請求する者がある場合、人民法院は裁定により特別手続を終結し、申立人に別途提訴するよう告知し、普通手続に基づき審理しなければならない。

198. 指定された後見人が指定に不服である場合、通知を受けた翌日から30日間以内に人民法院に提訴しなければならない。審理により指定が適当であると認定されれば、提訴却下を裁定する。指定が不適当であると認定されれば、指定破棄を判決すると同時に改めて後見人を指定する。提訴者、元指定機関・企業等及び判決により指定された後見人に判決書を送達しなければならない。

### 十三 裁判監督手続

199. 各級人民法院院長が、本院のすでに法的効力を発した判決、裁定について、確たる誤りを発見した場合で、裁判委員会による討論を経て、再審議が決定したものについては、原判決、裁定の執行の中止を裁定しなければならない。

200. 最高人民法院が地方各級人民法院のすでに法的効力を発した判決、裁定について、又は上級人民法院が下級人民法院のすでに法的効力を発した判決、裁定について、それぞれ確たる誤りを発見した場合は、自ら再審、又は下級人民法院に再審を命ずる裁定において、原判決、裁定の執行の中止をも明記しなければならない。状況が緊急である場合には、執行中止の裁定を、執行の責任を負う人民法院に口頭で通知することができる。但し、口頭通知後、10日以内に裁定書を発行しなければならない。

201. 裁判監督手続により、再審、又は（最高人民法院又は上級人民法院が）自ら再審を行うことを決定した案件については、再審、又は（最高人民法院又は上級人民法院が）自ら再審を行う人民法院は新たな判決、裁定を下す中で、破棄、改変、又は原判決、裁定を維持するか否かを確定しなければならない。調停合意が達成した場合は、調停書送達後に、原判決、裁定は、即刻破棄されたとみなす。

202. 第二審の人民法院が判決、裁定を下した案件について、上級人民法院が再審命令を必要とする場合、第二審の人民法院に再審を行うよう命じなければならない。

203. 民事行為無能力者、民事行為制限能力者の法定代理人は、当事者に代わって再審の申し立てを行うことができる。

204. 当事者がすでに法的効力が発している調停書に対して、再審を申し立てる場合、民事訴訟法第182条の規定が適用される。当該調停書が法的効力を発した後、2年以内に提出しな

ければならない。

205. 当事者は、原審人民法院に再審を申し立てることができ、又1級上の人民法院に再審を申し立てることもできる。1級上の人民法院に再審を申し立てる場合で、上級人民法院の審査を経て、民事訴訟法第179条が規定する条件に適合すると認められるものについては、下級人民法院に再審を命ずるか、又は自ら再審を行ってもよい。

206. 人民法院は、当事者の再審申立を受領した後、審査を行わなければならない。民事訴訟法第179条の規定に適合すると認められる場合、立件後、原判決の執行中止を裁定し、かつ直ちに双方当事者に通知しなければならない。第179条の規定に不適合と認められる場合には、通知書を以って申立を却下する。

207. 督促手続、公示催告手続、企業法人破産弁済手続に基づいて審理を行う案件、及び裁判監督手続に基づいて審理を行った後に原判決が維持される案件については、当事者は再審の申立をしてはならない。

208. 不受理、提訴却下の裁定に対して、当事者は再審を申し立てることができる。

209. 当事者が離婚案件中の財産分配問題について再審を申し立てる場合で、それが判決の中ですでに分配された財産に関連する場合、人民法院は民事訴訟法第179条の規定に従って審査を行わなければならない。再審の条件に適合するものについては、立件、審理を行わなければならない。判決の中で未処分の夫婦共同財産に関連する場合には、当事者に別途提訴するよう告知しなければならない。

210. 人民法院が自ら再審、又は第二審手続に従って再審する案件で、審理中に一審、二審の判決が法定の手続に違反していることを発見した場合、それぞれの状況により処理することができる。

(1) 民事訴訟法が規定する受理条件に不適合であると認められる場合、一審、二審の判決を破棄し、提訴を却下する。

(2) 本意見第181条が規定する法定の手続に違反するという状況があり、案件の正確な判決、裁定に影響を及ぼす可能性がある場合、一審、二審の判決を破棄し、原審人民法院に差し戻し、再審を行うことを裁定する。

211. 裁判監督手続に基づいて再審を行う案件で、人民法院が一審、二審の判決に参加すべき当事者に遺漏があることを発見した場合、当事者の自由意思によるという原則に基づいて調停をなすことができる。調停が不成立の場合には、一審、二審の判決の破棄を裁定し、原審人民法院に差し戻し、再審を行う。

212. 民事訴訟法第182条中の2年は不変期間であり、判決、裁定が法的効力を発した翌日から起算する。

213. 再審の案件については第一審手続、又は第二審手続に従って審理を行う場合、民事訴訟法第135条、第159条が規定する審理期限を適用する。審理期限は再審決定の翌日から起算

する。

214. 本意見第 192 条の規定は、裁判監督手続に適用される。

#### 十四 督促手続

215. 債権者が人民法院に支払命令を申し立てる場合で、以下に挙げる条件に符合するものについて、人民法院はこれを受理しなければならない。かつ申し立て受領後 5 日以内に債権者に通知しなければならない。

(1) 金銭、又は為替手形、約束手形、小切手及び株券、債券、国庫券、譲渡可能な預金書等の有価証券の給付を請求する場合。

(2) 給付を請求する金銭、又は有価証券がすでに期限を迎えて定額が確定しており、かつ請求の根拠となる事実、証拠が明記されている場合。

(3) 債権者に対応の給付義務がない場合。

(4) 支払命令が債務者に送達可能な場合。

上述の条件に符合しないものについては、不受理の通知をする。

216. 人民法院が申立を受理した後、裁判官 1 名により審査が行われる。審査を経て、申立不成立とみなされるものについては、15 日以内に申立却下の裁定を為さなければならない。当該裁定については上訴できない。

217. 人民法院が支払命令を発する前に、申立人が申し立てを取り下げた場合には、督促手続の終結を裁定しなければならない。

218. 債務者がわが国国境内にいない場合、又はわが国国境内にはいるが、行方不明である場合には、督促手続は適用されない。

219. 支払命令には以下の事項を明記しなければならない。

(1) 債権者、債務者の氏名、又は名称等の基本的状況

(2) 債務者が支払うべき金銭、有価証券の種類、数量

(3) 債務の弁済、又は異義申し立ての期限

(4) 債務者が法定期間に異義を申し立てなかった場合に起こる法律的结果

支払命令は裁判官、書記官が署名し、人民法院印章を押印する。

220. 債務者本人に支払命令を送達し、債務者がこれを受領することを拒絶した場合、人民法院は、差置送達することができる。

221. 民事訴訟法第 192 条の規定に従い、債務者が法定期間内に書面により異義を申し立てた場合、人民法院は異義に理由が有る否かを審査する必要はなく、督促手続の終結を直接裁定しなければならない。債務者が債務自体に対して異義はなく、ただ弁済能力の欠如のみを提出する場合、支払命令の効力に影響を与えない。

債務者の口頭での異義は無効である。

222. 民事訴訟法第 191 条の支払命令申立却下の裁定書、及び第 192 条の督促手続終結の裁定

書は、裁判官、書記官が署名し、人民法院印章を押印する。

223. 債務者が支払命令を受領した後、法定期間内に書面による異議申し立てを行わず、その他の人民法院に提訴した場合、支払命令の効力に影響を与えない。

224. 督促手続終結後、債権者が提訴した場合は、管轄権を有する人民法院がこれを受理する。

225. 債権者が人民法院に支払命令を執行するよう申し立てる期限は、民事訴訟法第 219 条の規定が適用される。

#### 十五 公示催告手続

226. 民事訴訟法第 193 条規定の手形占有者とは、手形が盗難、遺失又は消滅する前の最後占有者を指す。

227. 人民法院は公示催告の申立を受領した後、速やかに審査を行い、受理するか否かを決定しなければならない。審査を経て、受理条件に適合すると認められるものについては、受理通知を行い、かつ同時に支払人に支払の停止を通知する。受理条件に不適合であると認められるものについては、7 日以内に申立却下の裁定を行わなければならない。

228. 人民法院は民事訴訟法第 194 条の規定に従って、申立受理の公告を発する際に、以下の内容を明記しなければならない。

- (1) 公示催告申立人の姓名又は名称。
- (2) 手形の種類、額面金額、振出人、持参人、裏書人等。
- (3) 権利申告の期間。
- (4) 公示催告期間に手形譲渡権利、利害関係者を申告しなかった場合の法律的结果。

229. 公告は人民法院の公告欄内に張り出し、かつ関係新聞又はその他の宣伝媒体上に掲載しなければならない。人民法院所在地に証券取引所がある場合は、当該取引所にも張り出さなければならない。

230. 利害関係者が、公示催告期間に人民法院に権利申告を行った場合、人民法院は公示催告手続の終結を裁定しなければならない。利害関係者が申告期間満了後、判決が下される前に権利申告をした場合、同様に公示催告手続の終結を裁定しなければならない。

231. 利害関係者の権利報告を行う場合、人民法院はそれに対し人民法院に手形の呈示を行うよう通知し、かつ公示催告申立人に指定期間内に当該手形を調べるよう通知しなければならない。公示催告申立人が公示催告を申し立てた手形と利害関係者が提示した手形が一致しない場合、人民法院は利害関係者の申告の却下を裁定しなければならない。

232. 権利申告期間内に権利の申告がない場合、又は申告が却下された場合、公示催告申立人は権利申告期間満了の翌日から 1 か月以内に人民法院に判決を為すよう申し立てなければならない。期限を過ぎて判決の申立を行わない場合は、公示催告手続を終結する。

233. 判決発効後、公示催告申立人は判決に従って支払人に対して支払を請求する権利を有する。

234. 公示催告手続きが適用される案件の審理は、裁判官一人が単独で審理を担当することができる。手形が無効であることの宣告を、判決する場合は、合議廷を組織し、審理しなければならない。

235. 公示催告申立人が申立を取り下げる場合は、公示催告前に申し出なければならない。公示催告期間に申立を取り下げる場合、人民法院は公示催告手続の終結を裁定することができる。

236. 人民法院は民事訴訟法第 194 条の規定に従って、支払人に支払の停止を通知する場合には、財産保全関係の規定に適合していなければならない。支払人が支払停止通知を受領後、支払停止を拒む場合、民事訴訟法第 102 条、第 103 条の規定に従って強制措置を講ずる他は、判決後、支払人が依然その支払義務を負わなければならない。

237. 人民法院は民事訴訟法第 196 条の規定に従って公示催告手続を終結した後、公示催告申立人又は申告人が人民法院に訴訟を提起する場合、民事訴訟法第 27 条の規定に従って管轄を確定する。

238. 民事訴訟法第 196 条の公示催告手続終結の裁定書は、裁判官、書記官が署名し、人民法院の印章を押印する。

239. 民事訴訟法第 198 条の規定に従って、利害関係者が人民法院に提訴する場合、人民法院は手形紛争をもって普通手続を適用して審理することができる。

#### 十六 企業法人破産弁済手続

240. 法人資格を有する集団企業、共同経営企業、私営企業及び中国の領域内の中外合弁経営企業、中外合作経営企業、外資企業等については、企業法人破産弁済手続きが適用される。共同経営企業中の各共同経営者が全て全民所有制企業である場合、当該共同経営企業の破産には企業法人破産弁済手続は適用されない。

241. 債権者は、その抵当物又はその他の担保物について優先弁済権を有する。抵当権者又はその他の担保物権者が、破産弁済案件を受理してから破産宣告までに優先弁済を求める場合には、人民法院の許可を得なければならない。

抵当物又はその他の担保物の価額がその担保するところの債務額に不足する場合、その差額部分は破産債権に組み入れる。

242. 人民法院は、破産案件を受理した後、合議廷を組織し、審理を行わなければならない。

243. 人民法院が、民事訴訟法第 200 条に従って発する破産公告は、新聞紙上に掲載し、公告においては以下に挙げる内容を明記しなければならない。

(1) 立件時間

(2)破産案件の債務者

(3)債権申告の期限，地点及び期限を過ぎて未申告の場合の法律的结果

(4)第一回債権者会議召集の日時，場所

244. 人民法院は，破産申立を受理後，債務者に対するその他の民事執行手続き，財産保全手続を中止しなければならない。

245. 人民法院は，破産案件受理後，速やかに債務者が口座を開いている銀行に債務者の決算業務を停止するよう通知しなければならない。取引銀行は債務者が正常な生産経営を維持するために必要な費用の支払について，人民法院の許可を得なければならない。

246. 事訴訟法第 201 条の規定に従って，人民法院が破産清算組織を組織，成立した場合は，破産財産処理及び分配方案を破産清算組織が提出し，債権者会議の討論による採択を経て，人民法院に報告し，裁定された後，これを執行する。

247. 債権者会議が破産財産の処理及び分配方案を討論，採択する場合，会議に出席した表決権を有する債権者の過半数により採択されなければならない。かつその代表する債権額は，必ず財産担保のない債権の総額の 3 分の 2 以上を占めなければならない。和議草案を討論，採択する場合，財産担保のない債権の総額の 3 分の 2 以上をしめなければならない。

248. 民事訴訟法第 200 条規定の和議は，以下の内容を備えていなければならない。

(1)債務弁済の財産源

(2)債務弁済の方法

(3)債務弁済の期限

249. 清算組織は，破産財産の保管，整理，価格算定，処理及び分配の過程において，人民法院に対して責任を負い，かつ報告業務を行い，人民法院及び債権者会議の監督を受けなければならない。

250. 破産財産の分配完了後，破産清算組織が人民法院に対し破産手続き終結の裁定の申請を行うこととする。破産手続き終結後，弁済をし得なかった債権についてはそれ以上の弁済を行わない。

251. 破産手続き終結後，破産清算組織は破産企業の元の登記機関に登記抹消の手続を行うこととする。

252. 破産弁済案件については，一律に裁定が用いられる。当事者が破産申立却下の裁定に対して上訴できる他は，その他の裁定に対して上訴することはできない。

253. 人民法院は破産弁済案件を審理する際，民事訴訟法第 19 章の規定を適用する他，「中華人民共和国企業破産法（試行）」の関連規定も参照することができる。

十七 執行手続

254. 強制執行の目的物は、財物又は行為でなければならない。当事者が法的効力が発生した判決、裁定、調停書、支払命令の履行を拒絶した場合、人民法院は当事者に執行通知を発しなければならない。執行通知が指定した期間内に被執行人が依然として履行しない場合には、強制執行を行わなければならない。

255. 法的効力が発生した支払命令は、支払命令を作成した人民法院がその執行の責任を負う。

256. 民事訴訟法第207条第2項が規定する人民法院により執行されるその他の法律文書には、仲裁判断書、公証債権文書を含む。

その他の法律文書は、被執行人の住所地、又は被執行人の財産所在地の人民法院により執行される。当事者が上述の人民法院にそれぞれ別に執行の申立をした場合、先に申立を受けた人民法院により執行される。

257. 民事訴訟法第208条が規定する執行の中止は、案件部外者が当該規定に従って異義を提出した財産範囲内に限られなければならない。被執行人のその他の財産については、執行を中止してはならない。異義理由が不成立の場合には、却下の通知をする。

258. 執行員が当該人民法院の判決、裁定及び調停書を執行する際に、確たる誤りがを発見した場合には、書面による意見を提出し、人民法院院長に審査・処理のため報告しなければならない。上級人民法院の判決、裁定及び調停書を執行する際に、確たる誤りを発見した場合には、書面による意見を提出し、人民法院院長の批准を経て、上級人民法院に審査・処理のため書簡を提出しなければならない。

259. 被執行人、被執行財産が他の地方にある場合、執行の責任を負う人民法院は当該地方の人民法院に代理執行を委託することができる。また、直接当該地方に赴いて執行することもできる。直接当該地方に赴いて執行する場合、執行の責任を負う人民法院は、当該地方の人民法院に協力執行を要請することができる。当該地方の人民法院は、要請に従って、執行に協力しなければならない。

260. 執行を委託する場合、委託を行う人民法院は委託書及び発効している法律文書（副本）を発行しなければならない。委託書においては明確な執行要求を挙げなければならない。

261. 受託人民法院は委託書を受領した後、執行を委託された発効している法律文書に対して実体審査を行う権利はない。執行中、執行する法律文書に誤りを発見した場合、受託人民法院は直ちに委託人民法院に状況を報告しなければならない。

262. 受託人民法院は、厳格に発効した法律文書の規定及び委託人民法院の要請に従って、執行しなければならない。債務者が債務履行を行う時間、期間及び方式について変更が必要な場合は、執行申立人の同意を得なければならない、かつ状況変更について直ちに委託人民法院に告知しなければならない。

263. 受託人民法院が執行の中止、又は執行の終結を必要とする状況にあった場合、直ちに委託人民法院に書簡にて通知しなければならない。委託人民法院がこれに対し裁定を下す。こ

の期間内には、執行を一時延期することができる。受託人民法院は、執行の中止、又は執行の終結について自ら裁定を行ってはならない。

264. 委託執行中、案件部外者が、執行目的物に対して異義を提出した場合、受託人民法院は、委託人民法院に書簡にて通知しなければならない。委託人民法院が通知の却下又は執行中止の裁定を下す。この期間中は、執行を一時延期する。

265. 民事訴訟法第 210 条第 2 項の規定に従って、受託人民法院の一つ上級の人民法院は、委託人民法院の執行命令の請求を受領してから、5 日以内に書面にて受託人民法院に執行の命令を行い、かつ当該状況を直ちに委託人民法院に告知しなければならない。

受託人民法院は、一つ上級の人民法院の書面による命令を受領した後、直ちに執行し、執行状況を一つ上級の人民法院に報告し、かつ委託人民法院に告知しなければならない。

266. 一方の当事者が、執行中に双方が自由意思で合意に達した和議を不履行、又は完全に履行しない場合で、相手方当事者が元の発効している法律文書の執行を申し立てる場合、人民法院は執行を回復しなければならない。但し、和議ですでに執行している部分については除かなければならない。和議がすでに全部履行された場合は、人民法院は執行の回復を与えないものとする。

267. 元の法律文書の執行回復を申し立てる場合、民事訴訟法第 219 条の執行申立期限の規定が適用される。執行申立期限は、執行中の和議の達成により中止され、その期限は和議が定める履行期限の最終日から連続して計算される。

268. 人民法院が、民事訴訟法第 212 条の規定に従って、執行の一時延期を決定する場合で、担保が期限付きのものである場合、執行の一時延期の期限は担保期限と一致しなければならない。但し、最長で 1 年を超えてはならない。被執行人又は担保人に、担保財産に対して、執行一時延期期間内に移転、隠匿、換金、毀損等の行為があった場合、人民法院は強制執行を回復することができる。

269. 民事訴訟法第 212 条規定の執行担保について、被執行人は人民法院に財産を担保として提供することができ、また第三者の名義で保証を為すこともできる。財産を担保とする場合は、保証書を提出しなければならない。第三者が保証を為す場合は、担保書を提出しなければならない。担保（保証）人は履行代理又は賠償の肩代わりをする能力を有していなければならない。

270. 被執行人が人民法院が決定した執行の一時延期期間満了後、依然として義務を履行しない場合、人民法院は担保財産を直接執行すること、又は担保（保証）人の財産の執行を裁定することができる。但し、担保（保証）人の財産を執行する場合には、担保（保証）人が履行すべき義務がある部分の財産をその限りとしなければならない。

271. 民事訴訟法第 213 条の規定に従って、執行中、被執行人としての法人、又はその他の組織が、分割、合併した場合、その権利義務は変更後の法人、又はその他の組織が引き受ける。解散された場合には、実体法に関する規定に従って、権利義務の引受人がある場合には、当

該権利義務の引受人を被執行人として裁定することができる。

272. その他の組織が、執行中に法律文書が確定する義務を履行できない場合、人民法院は、当該その他組織に対して、法に従って義務を負う法人、又は公民個人の財産のを裁定することができる。

273. 執行中、被執行人としての法人、又はその他の組織の名称に変更があった場合、人民法院は変更後の法人、又はその他の組織を被執行人として裁定することができる。

274. 被執行人としての公民が死亡し、その遺産相続人が相続を放棄しなかった場合、人民法院は被執行人の変更を裁定することができ、当該相続人は遺産の範囲内で債務を償還することとなる。相続人が相続を放棄した場合、人民法院は被執行人の遺産を直接執行することができる。

275. 法律規定で人民法院により執行されるその他の法律文書の執行が全て完了した後、当該法律文書が関係機関により法に従って取消される場合は、当事者による申立を経て、民事訴訟法第 214 条の規定が適用される。

276. 執行中、企業法人資格を有する被執行人が期限の到来した債務を返済できない場合、債権者又は債務者の申立に基づいて、人民法院は法に従い、被執行人の破産を宣告することができる。

277. 仲裁機構の判断事項の一部が仲裁協議の範囲に属し、一部が仲裁協議範囲を超越する場合、超越する部分に対して、人民法院は不執行の裁定をしなければならない。

278. 民事訴訟法第 217 条第 2 項、第 3 項の規定に従って、人民法院が仲裁判断を不執行とする裁定を為した後、当事者は新たに書面による仲裁協議の合意を達成し仲裁を申し立てることができる。また、人民法院に提訴することもできる。

279. (執行通知)

民事訴訟法第 220 条規定の執行通知について、人民法院は執行申立書を受領してから 10 日以内に発しなければならない。執行通知の中で、被執行人に法律文書が確定する義務を履行するよう命令しなければならない他に、さらに民事訴訟法第 232 条が規定する履行延滞利息又は履行延滞金の負担を通知しなければならない。

280. 人民法院は、銀行及びその営業所、貯蓄所、信用合作社及びその他の貯蓄業務を有する単位に対して、被執行人の預金について直接調査、凍結、振替を行うことができる。当該地方以外の人民法院は、被執行人の住所地、被執行財産所在地の銀行及び営業所、貯蓄所、信用合作社及びその他の貯蓄業務を有する単位に、被執行人が義務を履行すべき部分の預金について直接調査、凍結、振替を行うことができ、当該地方の人民法院が書類作成の発行手続を行う必要はない。

281. 人民法院は執行中に被執行人の財産を換金する必要がある場合、関係単位に引き渡し、

換金を行うことができる。また、人民法院が直接換金を行ってもよい。人民法院が直接換金を行う場合、換金を行う前に価格問題について、物価等の関係部門の意見を求め、価格評価を公平、合理的に行わなければならない。

換金する財産について、人民法院又はその職員は買受をしてはならない。

282. 人民法院が執行中、すでに民事訴訟法第 221 条、第 223 条の規定に従って、被執行人の財産に対して、差押、凍結を行っている場合、その他の人民法院を含むいかなる単位も重複して差押、凍結を行ってはならず、また勝手に凍結を解除してはならない。違反者は民事訴訟法第 102 条の規定に従って処理する。被執行人の財産が全ての執行申立人の償還請求を満たすことができない場合、執行時に民事訴訟法第 204 条の規定を参照して処理する。

283. 民事訴訟法第 231 条の規定に従って、当事者が法律文書で確定している義務行為を履行しなかった場合で、当該義務行為が被執行人によってのみ完成し得る場合、人民法院は民事訴訟法第 102 条第 1 項第 6 号の規定に従って処理することができる。

284. 執行目的物が特定物である場合、原物に対し執行を行わなければならない。原物が、確かにすでに存在しない場合、金銭に換算し、賠償することができる。

285. 執行中、被執行人が財産を隠匿した場合、人民法院は民事訴訟法第 102 条の規定に従ってそれに対して処理を行うことができる他、被執行人に隠匿した財産を引き渡すよう命ずるか、又は金銭に換算して賠償するよう命じなければならない。被執行人が引き渡し、又は賠償を拒絶した場合には、人民法院は被執行財産の価値に基づいて被執行人のその他の財産について強制執行を行うことができ、又捜査措置を講じて隠匿された財産について追及することができる。

286. 人民法院が、民事訴訟法第 227 条の規定に従って、被執行人及びその住所又は財産隠匿地に対して捜査を行う際には、必ず以下の条件に適合していなければならない。

(1) 発効した法律文書が確定する履行期限がすでに満了している場合。

(2) 被執行人が法律文書が確定する義務を履行しない場合。

(3) 財産の隠匿行為があると認められる場合。

捜査員は規定に従って制服を着用し、捜査令状及び身分証明書を提示しなければならない。

287. 人民法院は捜査時に、関係者以外の捜査現場への立入を禁止しなければならない。捜査対象が公民である場合、被執行人又はその者の成人している家族及び基層組織の人員に現場に赴くよう通知しなければならない。捜査対象が法人又はその他の組織である場合、法定代表人又は主要責任者に現場に赴くよう通知しなければならない。上級主管部門がある場合は、主管部門の関係人員にも現場に赴くよう通知しなければならない。現場に赴くことを拒否した場合、捜査に影響は及ぼさない。

婦女の身体を検査（捜査）する際には、女性執行人が行うこととする。

288. 捜査中、法に従って差し押さえるべき財産が発見された場合には、民事訴訟法第 224 条第 2 項及び第 226 条の規定に従って処理することとする。

289. 捜査については捜査記録を作成し、捜査人員、被捜査人員及びその他のその場に居合

せた者により署名、捺印しなければならない。署名又は捺印を拒否した者については、捜査記録にその旨明記しなければならない。

290. 法人又はその他の組織が、法律文書が引渡を指定する財物又は証憑を有している場合で、人民法院が執行協力通知を発した後、引渡を拒否した場合は、強制執行を行い、かつ民事訴訟法第 103 条の規定に従い処理することができる。

291. 関係単位及び個人が法律文書が引渡を指定する財物又は証憑を有している場合で、その者の過失で当該物が毀損又は消滅してしまった場合、人民法院は占有者に賠償を命ずることができる。賠償を拒否した場合、人民法院は被執行財物又は証憑の価値に応じて強制執行することができる。

292. 人民法院は、執行中に、不動産証、土地証、山林所有権証、特許証書、商標証書、車両許可証（証書）等の財産権証の移転に関する手続きが必要な場合、民事訴訟法 230 条の規定に従って処理することができる。

293. 被執行人が履行を遅延する場合、履行遅延期間の利息又は履行遅延金は判決、裁定及びその他の法律文書が指定する履行期間満了日の翌日から起算する。

294. 民事訴訟法第 232 条に規定されている遅延期間の債務利息の倍額を支払うとは、銀行の同時期の貸付金の最高利率に従って支払われる債務利息の一増しを指す。

295. 被執行人が、判決、裁定及びその他の法律文書が指定する期間に従って、金銭以外の給付義務を履行しない場合、すでに執行申立人に損失をもたらしているか否かにかかわらず、全て履行遅延金を支払わなければならない。すでに損失をもたらしている場合、執行申立人がすでに被っている損失の 2 倍の賠償をすることとする。損失をもたらしていない場合、履行遅延金は人民法院が具体的な案件の状況によって決定することができる。

296. 債権者が、民事訴訟法第 233 条の規定に従って、人民法院に執行の継続を求める場合、民事訴訟法第 219 条が定める期限の制限を受けない。

297. 被執行人が、公民又はその他の組織である場合で、執行手続き開始後、被執行人のその他のすでに執行根拠を取得している債権者、あるいはすでに提訴している債権者が被執行人の財産が全ての債権を償還できないことを発見した場合、人民法院に分配参加を申立てることができる。

298. 分配への参加を申立てる場合、申立人は申立書を提出しなければならない。申立書には分配への参加及び被執行人が全ての債権を償還できない事実及び理由を明記し、かつ執行の根拠を添付しなければならない。

分配参加の申立は、執行手続き開始後、被執行人の財産が全額償還される前に提出しなければならない。

299. 被執行人が公民又はその他の組織である場合、すでにその他の執行根拠を取得している

債権者が参加を申し立てた分配の執行中に、被執行人の財産は民事訴訟法第 204 条の規定の順序に従って償還される。同一順序で償還に不足する場合は、比率に従って分配する。償還後の剰余債務について、被執行人は引き続き償還しなければならない。債権者は被執行人がその他の財産を有していることを発見した場合、随時人民法院に執行を求めることができる。

300. 被執行人が債務償還不能であるが、第三者に対して期限の到来した債権を享有している場合、人民法院は執行申立人の申立に基づいて、当該第三者に執行申立人に対する債務の履行を通知することができる。当該第三者が債務に対して異議を申し立てず、かつ通知が指定する期限内に履行しない場合、人民法院は強制執行を行うことができる。

301. 執行申立人及び被執行人の同意を経て、競売、換金を経ずに、直接被執行人の財産を価格評価して執行申立人に引き渡し、債務弁償にあてることができる。剰余債務について、被執行人は引き続き償還しなければならない。

302. 被執行人の財産が競売あるいは換金できない場合、執行申立人の同意を経て、人民法院は当該財産に対して価格評価を行った後、執行申立人に引き渡し債務弁償にあてるか、あるいは執行申立人が管理を行うよう引き渡すことができる。執行申立人が接收又は管理を拒否した場合は、被執行人に差し戻す。

303. 人民法院が執行を完了した後、被執行人又はその他の者がすでに執行している目的物に対して妨害行為を行った場合、人民法院は措置を講じて妨害を排除し、かつ民事訴訟法第 102 条の規定に従って処理しなければならない。妨害行為により、執行申立人又はその他の者に損失をもたらした場合、被害者は別途提訴することができる。

#### 十八 涉外民事訴訟手続の特別規定

304. 当事者の一方又は双方が外国人、無国籍人、外国企業もしくは組織、あるいは当事者間の民事法律関係の設立、変更、終了の法的事実が外国で発生、あるいは訴訟目的物が外国にある民事案件を涉外民事案件とする。

305. 民事訴訟法第 34 条及び第 246 条の規定に従って、中華人民共和国人民法院の専属管轄に属する案件については、当事者は書面によってその他の国家の人民法院の管轄を協議で選択してはならない。但し仲裁判断を協議で選択する場合を除く。

306. 中華人民共和国人民法院及び外国の人民法院のいずれもが管轄権を有する案件で、一方の当事者が外国の人民法院に提訴し、もう一方の当事者が中華人民共和国人民法院に提訴した場合、人民法院はこれを受理することができる。判決後、人民法院に対して外国の人民法院が本案件について下した判決、裁定を承認、執行することを外国の人民法院が申し立てた場合、又は当事者が申し立てた場合、これを許可しない。但し、双方が共同で参加、又は調印した国際条約に別途規定がある場合を除く。

307. わが国の領域内に居住しない被告については、公告方式による訴状送達、又は召喚を経て、公告期間満了時に応訴せず、人民法院が欠席判決した後に、さらに裁判文書を民事訴訟法第 247 条 7 号の規定に従って公告送達しなければならない。裁判文書の公告送達から満 6 か月を経た翌日から起算して、30 日の上訴期間を経ても当事者が上訴しない場合、一審判決

は即刻その法的効力を発する。

308. 涉外民事訴訟において、外国籍当事者は、自国の者に訴訟代理人を委託することができ、また自国の弁護士に非弁護士の身分で訴訟代理人を担当するよう委託することができる。外国の駐中国大使、領事館員は、自国の公民の委託を受けて、個人の名義で訴訟代理人を担当することができる。但し、訴訟において外交特権及び免除権を享有することはない。

309. 涉外民事訴訟において、外国の駐中国大使、領事館は当該館官員に授権し、当事者としての自国国民がわが国の領域内にいないという状況の下で、外交代表の身分で、その自国国民のためわが国において中国弁護士又は中国公民を招聘し、民事訴訟を代理させることができる。

310. 涉外民事訴訟において、調停を経て、双方が協議による合意を達成した場合、調停書を作成、発行しなければならない。当事者が判決書の発行を要求する場合には、協議の内容に従って、判決書を作成し、当事者に送達することができる。

311. 当事者双方がそれぞれわが国の領域内と領域外に居住する場合、第一審の人民法院の判決、裁定に対する上訴期間は、わが国の領域内に居住する者については民事訴訟法第 147 条が規定する期間とする。わが国の領域外に居住する者については 30 日間とする。双方の上訴期間がどちらも期間満了の前に、上訴を行わない場合、一審の人民法院の判決、裁定は即刻その法的効力を発する。

312. 本意見の第 145 条から第 148 条、第 277 条、第 278 条の規定は、涉外民事訴訟手続に適用される。

313. わが国の涉外仲裁機構が下した仲裁判断について、当事者の一方が履行せず、もう一方の当事者が人民法院に対して執行の申立を行った場合、民事訴訟法第 28 章の関連規定に従う。

314. 申立人が人民法院にわが国の涉外仲裁機構の判断を執行するよう申し立てる場合には、必ず書面による申立書を提出し、かつ判断書正本を添付して提出しなければならない。申立人が外国当事者である場合には、当該申立書は中国語を使用したものを提出しなければならない。

315. 人民法院が涉外仲裁機構の仲裁判断を強制執行する場合で、被執行人が民事訴訟法第 260 条第 1 項の規定の状況のいずれかが存在すると申し開きをした場合には、その者が財産担保を提供した後に、執行を中止することができる。人民法院は被執行人の申し開きに対して審査を行い、かつ審査結果に基づいて、不執行又は申し開きの却下を裁定しなければならない。

316. 涉外経済契約の解除、又はその終了は、契約中の仲裁条項の効力に影響を与えない。当事者の一方が、仲裁条項が定められている涉外経済契約を解除、又は終了して人民法院に提訴した場合、これを受理しない。

317. 民事訴訟法第 258 条の規定に従って、わが国の涉外仲裁機構が当事者の財産保全申立について、人民法院に裁定を行うよう提出した場合、人民法院は審査を行い、保全を行うか否かを決定することができる。保全採用を裁定する場合には、申立人に担保の提供を命じなければならない。申立人が担保を提供しない場合には、申立を却下する。

318. 当事者が、中華人民共和国が管轄権を有する中級人民法院に対して、外国の人民法院が下した法的効力が発生している判決、裁決について承認及び執行を申し立てる場合で、当該人民法院の所在国と中華人民共和国とが国際条約を締結していない、又は共同でそれに参加しておらず、又互惠関係にない場合、当事者は人民法院に提訴することができ、管轄権を有する人民法院により判決が下され、執行される。

319. わが国との間に、司法共助の協議がなく、また互惠関係にない国家の人民法院が、外交ルートを通さず、わが国の人民法院に司法共助を直接求めてきた場合、わが国の人民法院はそれを差し戻し、かつ理由説明を行わなければならない。

320. 当事者がわが国の領域外で人民法院の判決書、裁定書を使用する場合で、わが国の人民法院にその法的効力を証明することを要求する場合、及び外国の人民法院がわが国の人民法院に判決書、裁定書の法的効力を証明することを要求する場合、わが国の判決、裁定を下した人民法院は、当該人民法院の名義で証明を発行することができる。

# 「中華人民共和國民事訴訟法」執行手続の適用に係る若干の問題に関する 最高人民法院の解釈

(2008年9月8日最高人民法院審判委員會第1452回會議通過) 法積[2008]13号

中華人民共和國最高人民法院公告

『中華人民共和國民事訴訟法』執行手続の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈は2008年9月8日に最高人民法院審判委員會第1452回會議を通過した。ここに公布し、2009年1月1日より施行する。

2008年11月3日

法によって遅滞なく、かつ効果的に効力を有する法律文書を執行し、当事者の適法な權益を保護するため、2007年10月に改正された「中華人民共和國民事訴訟法」(以下「民事訴訟法」という)に基づき、人民法院の執行業務の實際状況を結合し、執行手続における法律適用の若干の問題について以下の通り解釈を行う。

第一条 執行申立人が被執行財産所在地の人民法院に執行を申し立てた場合、当該人民法院管轄地区に執行可能な財産がある旨の証明資料を提出しなければならない。

第二条 2か所以上の人民法院が管轄権を有する執行案件について、人民法院が、立件前にその他の管轄権を有する人民法院が既に立件したことを知った場合、重複して立件してはならない。

立件後に、その他の管轄権を有する人民法院が既に立件したことを知った場合、案件を取り消さなければならない。すでに執行措置をとった場合、差し押さえられた財産は先に立件した執行法院が処理しなければならない。

第三条 人民法院が執行申立てを受理した後、当事者が管轄権に異議を有する場合、執行通知書を受領した日から10日以内に提起しなければならない。

人民法院は、当事者が提起した異議について審査しなければならない。異議が成立した場合、執行案件を取り消し、かつ当事者に対して、管轄権を有する人民法院に執行申立てを行うよう告知しなければならない。異議が不成立の場合、却下を裁定する。当事者が裁定に不服の場合、一つ上級の人民法院に再審議を申し立てることができる。

管轄権異議審査及び再審議の期間中は、執行を停止しない。

第四条 人民法院が財産保全措置をとった案件について、執行申立人が、保全措置をとった人民法院以外の管轄権を有する人民法院に執行を申し立てた場合、保全措置をとった人民法院は、保全した財産を執行法院に交付し、処理させなければならない。

第五条 執行過程において、当事者又は利害関係者が、執行法院の執行行為が法律の規定に反すると認識した場合、民事訴訟法第二百二条の規定により異議を提起することができる。

執行法院は執行異議を審査、処理し、書面による異議を受領した日から15日以内に裁定を行わなければならない。

第六条 当事者又は利害関係者が、民事訴訟法第二百二条の規定により再審議を申し立てる場合、書面で行わなければならない。

第七条 当事者又は利害関係者が再審議を申し立てた書面資料は、執行法院を通して転送することができ、または執行法院の一つ上級の人民法院に直接提出することもできる。

執行法院は、再審議の申立てを受領した後、5日以内に再審議に必要な案件資料を一つ上級の人民法院に提出しなければならない。一つ上級の人民法院は再審議の申立てを受領した後、執行法院に対して、5日以内に再審議に必要な案件資料を提出するよう通知しなければならない。

第八条 一つ上級の人民法院は、当事者又は利害関係者の再審議申立てについて、合議廷を組織して審査しなければならない。

第九条 当事者又は利害関係者が民事訴訟法第二百二条の規定に基づき再審議を申し立てた場合、一つ上級の人民法院は、再審議申立てを受領した日から30日以内に審査を完了し、かつ裁定を行わなければならない。特殊な状況で延長が必要な場合、同院院長の許可を得て延長することができる。延長期間は30日を超過してはならない。

第十条 執行異議審査及び再審議の期間中は、執行を停止しない。

被執行人又は利害関係者が、充分で有効な担保を提供して相応する処分措置の停止を申し立てた場合、人民法院はこれを許可することができる。執行申立人が充分で有効な担保を提供して継続執行を申し立てた場合、執行を継続しなければならない。

第十一条 民事訴訟法第二百三条の規定に基づき、以下の状況のうち一つに該当する場合、一つ上級の人民法院は、執行申立人の申立てに基づき、執行法院に期限を設けて執行させ、または執行法院の変更を命令することができる。

(一) 債権者が執行を申し立てた際、被執行人に執行可能な財産があり、執行法院が執行申立書を受領した日から6か月を超過しても当該財産に対する執行を完了しない場合。

(二) 執行過程で被執行人に執行可能な財産があることが発見され、財産が発見された日から6か月を超過しても執行法院が当該財産に対する執行を完了しない場合。

(三) 法律文書で確定した行為義務の執行に対して、執行法院が執行申立書を受領した日から6か月を超過しても法により相応の執行措置を採らない場合。

(四) その他、執行条件がありながら6か月を超過しても執行されない場合。

第十二条 一つ上級の人民法院が民事訴訟法第二百三条の規定に基づき、執行法院に対して期限付きで執行を命令した場合、これに対して督促執行令を発行し、かつ関連状況を書面で執行申立人に通知しなければならない。

一つ上級の人民法院が、自ら執行し、または管轄区域内の他の人民法院に執行するよう命令することを決定した場合、裁定を行い、当事者に送達し、かつ関連人民法院に通知しなければならない。

第十三条 一つ上級の人民法院が、執行法院に対して期限付きで執行を命令し、執行法院が指定期間内に正当な理由なく執行を完了しなかった場合、一つ上級の人民法院は自ら執行し、または管轄区域内の他の人民法院に執行するよう命令しなければならない。

第十四条 民事訴訟法第二百三条が定める6か月の期間には、執行中の公告期間、鑑定評価期間、管轄争議処理期間、執行争議調整期間、執行一時延期期間及び執行中止期間を含めてはならない。

第十五条 第三者が執行の目的物に対して所有権または執行の目的物の移転、交付を阻止するに足るその他の実体権利を有する旨を主張する場合、民事訴訟法第二百四条の規定に基づき、執行法院に異議を提出することができる。

第十六条 第三者異議審査期間中は、人民法院は執行の目的物に対して処分を行ってはならない。

第三者が人民法院に充分で有効な担保を提供して、異議に係る目的物に対する查封<sup>1</sup>、扣押<sup>2</sup>、凍結<sup>3</sup>の解除を請求した場合、人民法院はこれを許可することができる。執行申立人が充分で有効な担保を提供して執行継続を請求した場合、執行を継続しなければならない。

第三者が担保を提供して查封、扣押、凍結を解除したことに誤りがあったことにより、当該目的物が執行困難となった場合、人民法院は担保財産に直接執行することができる。執行申立人が担保を提供して継続執行を請求したことに誤りがあり、相手方に損失をもたらした場合、賠償を行わなければならない。

第十七条 第三者が民事訴訟法第二百四条の規定に基づき訴訟を提起し、執行の目的物に対して実体権利を主張し、かつ執行の目的物に対する執行停止を請求した場合、執行申立人を被告としなければならない。第三者が執行の目的物に対して主張する実体権に被執行人が反対する場合、執行申立人と被執行人を共同被告としなければならない。

第十八条 第三者が民事訴訟法第二百四条の規定に基づき訴訟を提起した場合、執行法院が管轄する。

---

<sup>1</sup> 不動産に対する差押えを指す——訳注。

<sup>2</sup> 動産に対する差押えを指す——訳注。

<sup>3</sup> 銀行口座、資金に対する差押えを指す——訳注。

第十九条 第三者が民事訴訟法第二百四条の規定に基づき訴訟を提起した場合、執行法院は訴訟手続に従って審理しなければならない。審理を経て、理由が成立しない場合は、当該訴訟請求の却下の判決をする。理由が成立する場合、第三者の訴訟請求に基づいて相応の裁判を行う。

第二十条 第三者が民事訴訟法第二百四条の規定に基づき訴訟を提起した場合、訴訟期間中は執行を停止しない。

第三者の訴訟請求に理由がある場合、または充分で有効な担保を提供して執行停止を請求した場合、執行の目的物に対する処分の停止を裁定することができる。執行申立人が充分で有効な担保を提供して継続執行を請求した場合、執行を継続しなければならない。

第三者が執行停止を請求し、若しくは查封、扣押、凍結の解除を請求し、または執行申立人が継続執行を請求したことに誤りがあり、相手方に損失をもたらした場合、賠償しなければならない。

第二十一条 執行申立人が民事訴訟法第二百四条の規定に基づき訴訟を提起し、執行の目的物に対する執行の許可を請求した場合、第三者を被告としなければならない。被執行人が執行申立人の請求に反対した場合、第三者と被執行人を共同被告としなければならない。

第二十二条 執行申立人が民事訴訟法第二百四条の規定に基づき訴訟を提起した場合、執行法院が管轄する。

第二十三条 人民法院が民事訴訟法第二百四条の規定に基づき異議に係る目的物に対して執行の中止を裁定した後、執行申立人が裁定送達の日から15日以内に訴訟を提起しない場合、人民法院はすでに採用した執行措置の解除を裁定しなければならない。

第二十四条 執行申立人が民事訴訟法第二百四条の規定に基づき訴訟を提起した場合、執行法院は訴訟手続に従って審理しなければならない。審理を経て、理由が成立しない場合、訴訟請求の棄却の判決をする。理由が成立する場合、執行申立人の訴訟請求に基づいて相応の裁判を行う。

第二十五条 複数の債権者が同一の被執行人に対して執行申立てを行った場合、または執行財産に対して分配への参加を申し立てた場合、執行法院は財産分配案を作成し、かつ各債権者と被執行人に送達しなければならない。債権者または被執行人が分配案に対して異議がある場合は、分配案を受領した日から15日以内に、執行法院に対して書面で異議を提出しなければならない。

第二十六条 債権者または被執行人が分配案に対して書面で異議を提出した場合、執行法院は、異議を提出していない債権者または被執行人に通知しなければならない。

異議を提出していない債権者と被執行人が通知を受領した日から15日以内に反対意見を

提出しない場合、執行法院は異議提出者の意見に基づき、分配案について審査、修正後、分配を行う。反対意見を提出した場合、異議提出者に通知しなければならない。異議申立者は通知を受領した日から15日以内に、反対意見を提出した債権者、被執行人を被告として、執行法院に訴訟を提起することができる。異議申立者が期限を超過しても訴訟を提起しない場合、執行法院は元の分配案に基づいて分配を行う。

訴訟期間に分配を行う場合、執行法院は争いのある債権額に相当する金額を供託しなければならない。

第二十七条 執行申立時効期間の最終6か月以内に、不可抗力またはその他の障害により請求権を行使できない場合、執行申立時効を停止<sup>1</sup>する。時効停止の原因が消滅した日から、執行申立時効期間は継続して計算する。

第二十八条 執行申立時効は、執行の申立て、当事者双方の和解合意達成、当事者の一方の履行要求の提出または履行義務の同意により中断する。中断時から、執行申立時効期間は新たに計算する。

第二十九条 効力を有する法律文書が、債務者が不作為義務を負うことを規定している場合、執行申立時効期間は債務者が不作為義務に違反した日から計算する。

第三十条 執行員が民事訴訟法第二百六条の規定に基づき強制執行措置を直ちに採用した場合、同時にまたは強制執行措置の採用日から3日以内に執行通知書を送付することができる。

第三十一条 人民法院が民事訴訟法第二百七条の規定に基づき、被執行人に財産状況の報告をさせる場合、被執行人に財産報告令を発しなければならない。報告財産令には財産を報告する範囲と財産を報告する期間、報告拒否または虚偽報告の法的責任等の内容を明記しなければならない。

第三十二条 被執行人は民事訴訟法第二百七条の規定に基づき、書面で以下の財産状況を報告しなければならない。

- (一) 収入、銀行預金残高、現金、有価証券
- (二) 土地使用権、家屋等の不動産
- (三) 交通輸送手段、機械設備、製品、原材料等の動産
- (四) 債権、株権、投資権益、基金、知的財産権などの財産権
- (五) その他の報告すべき財産

被執行人が執行通知を受領した1年前から当日までに財産に変動が発生した場合、当該変動の状況を報告しなければならない。

---

<sup>1</sup> 原文は「中止」。

被執行人が財産報告期間にすべての債務を履行した場合、人民法院は報告手続の終結を裁定しなければならない。

第三十三条 被執行人が財産を報告した後、財産状況に変動が発生し、執行申立人の債権実現に影響する場合、財産変動日から10日以内に人民法院に追加報告を行わなければならない。

第三十四条 被執行人が報告した財産状況について、執行申立人が調査を請求した場合、人民法院は許可しなければならない。執行申立人は調査を行った被執行人の財産状況について、秘密を保持しなければならない。

第三十五条 被執行人が報告した財産状況について、執行法院は執行申立人の申立てまたは職権に基づき、調査確認を行うことができる。

第三十六条 民事訴訟法第二百三十一条の規定に基づき、被執行人に対する出国を制限する場合、執行申立人は執行法院に書面で申し立てなければならない。必要な場合、執行法院は職権に基づき決定することができる。

第三十七条 被執行人が組織団体である場合、その法定代表者、主要な責任者または債務履行に影響する直接責任者に対して出国を制限することができる。

被執行人が民事行為無能力者または制限民事行為能力者である場合、その法定代理人に対して出国を制限することができる。

第三十八条 出国制限期間に、法律文書が確定したすべての債務を被執行人が履行した場合、執行法院は遅滞なく出国制限措置を解除しなければならない。被執行人が充分で有効な担保を提出し、または執行申立人が同意した場合、出国制限措置を解除することができる。

第三十九条 民事訴訟法第二百三十一条の規定に基づき、執行法院は、職権または執行申立人の申立てによって、法律文書が確定した義務を被執行人が履行しない旨の情報を、新聞、放送、テレビ、インターネットなどのメディアを通して公表することができる。

メディア発表の関連費用は、被執行人が負担する。執行申立人がメディアでの公表を申し立てた場合、関連費用を立て替えなければならない。

第四十条 本解釈の施行前に本院が公布した司法解釈と本解釈が一致しない場合、本解釈を基準とする。

# 「中華人民共和國民事訴訟法」 審判監督手続の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈

(2008年11月10日最高人民法院審判委員會第1453回會議通過) 法積[2008]14号

中華人民共和國最高人民法院公告

『中華人民共和國民事訴訟法』審判監督手続の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈は、2008年11月10日に最高人民法院審判委員會第1453回會議を通過した。ここに公布し、2008年12月1日より施行する。

2008年11月25日

当事者の再審申立の権利を保障し、審判監督手続を規範化し、当事者双方の適法な權益を保護するため、2007年10月28日に改正された「中華人民共和國民事訴訟法」に基づき、審判実践を結合し、審判監督手続における法律適用に関する若干の問題について以下の解釈を行う。

第一条 当事者が民事訴訟法第八十四條に規定された期限内に、民事訴訟法第七十九條に列記された再審事由により、原審人民法院の一つ上級の人民法院に再審を申し立てた場合、一つ上級の人民法院は法により受理しなければならない。

第二条 民事訴訟法第八十四條に規定された再審申立期間は、停止、中断、延長の規定が適用されない。

第三条 当事者が再審を申し立てる際は、人民法院に再審申立書を提出し、かつ相手方の人数に従って副本を提出しなければならない。

人民法院は、再審申立書に以下の事項が明記されているか否かを審査しなければならない。

(一) 再審申立人と相手方の氏名、住所及び有効な連絡方法等の基本的状況。法人その他の組織の名称、所在地、法定代表人または主要な責任者の氏名、職務及び有効な連絡方法などの基本的状況。

(二) 原審人民法院の名称、原判決、裁定、調解文書の番号。

(三) 再審申立の法定事由及び具体的事実、理由。

(四) 具体的な再審請求。

第四条 当事者が再審を申し立てる際は、人民法院に対して既に法的効力が生じた判決書、裁定書または調解書、身分証明書及び関連証拠資料を提出しなければならない。

第五条 第三者が原判決、裁定または調解書で確定された執行の目的物に対して権利を主張し、かつ新たな訴訟を提起して紛争を解決することができない場合、判決、裁定または調解

書が法的効力を生じてから2年以内に、または利益が損なわれたことを知った日もしくは知るべき日から3か月以内に、原判決、裁定を行い、または調解書を作成した人民法院の一つ上級の人民法院に再審を申し立てることができる。

執行過程で、第三者が執行の目的物について書面による異議を提出した場合、民事訴訟法第二百四十四条の規定に従って処理する。

第六条 再審申立人が提出した再審申立書またはその他の資料が、本解釈第三条、第四条の規定に適合しない場合、または人身攻撃等の内容を含み、対立の激化を招く可能性がある場合、人民法院は再審申立人による補足または修正を要求しなければならない。

第七条 人民法院は、条件に適合する再審申立書等の資料を受領してから5日以内に、再審申立人に対して受理通知書の発送等の受理登録手続を完了し、かつ相手方に対して受理通知書及び再審申立書副本を発送しなければならない。

第八条 人民法院は、再審申立を受理した後に、合議法廷を組織して審査しなければならない。

第九条 人民法院の再審申立に対する審査は、再審事由が成立するか否かについて行われなければならない。

第十条 再審申立人が以下の証拠のうち一つを提出した場合、人民法院は民事訴訟法第一百七十九条第一項第（一）号に定められる「新たな証拠」と認定することができる。

（一）原審の開廷審理終了前にすでに客観的に存在し、開廷審理終了後に新たに発見された証拠

（二）原審の開廷審理終了前にすでに発見されていたものの、客観的な原因により取得することができず、または規定の期限内に提供できなかった証拠

（三）原審の開廷審理終了後に、原審で鑑定された結論または検証された記録について改めて鑑定、検証を行い、原結論が覆された証拠

当事者が原審で提供した主要な証拠に対して、原審で証拠調べ、認証がされていないものの、原判決、裁定を覆すに足る場合、新たな証拠とみなさなければならない。

第十一条 原判決、裁定の結果について実質的影響を有し、当事者の主体資格、案件の性質、具体的権利義務、民事責任等の主要内容を確定するための根拠となる事実に対して、人民法院は民事訴訟法第一百七十九条第一項第（二）号に定められる「基本的事実」として認定しなければならない。

第十二条 民事訴訟法第一百七十九条第一項第（五）号に定められる「案件の審理に必要な証拠」とは、人民法院が案件の基本的事実を認定するために必要な証拠を指す。

第十三条 原判決，裁定の法律，法規または司法解釈の適用が，以下の状況のうち一つに該当する場合，人民法院は民事訴訟法第七十九条第一項第（六）号に定められる「法律の適用に誤りが確かにある場合」として認定しなければならない。

- （一）適用した法律が案件の性質に明らかに適合しない場合。
- （二）民事責任の確定が明らかに当事者の約定または法律の規定に違反する場合。
- （三）既に失効した，またはまだ施行されていない法律が適用された場合。
- （四）法律の遡及力の規定に違反している場合。
- （五）法律の適用規則に違反している場合。
- （六）立法の本意に明らかに違反している場合。

第十四条 専属管轄，専門管轄の規定に違反している場合その他管轄権の行使に重大な違法がある場合，人民法院は民事訴訟法第七十九条第一項第（七）号に定められる「管轄違い」として認定しなければならない。

第十五条 原審の開廷過程で，当事者が弁論の権利を行使することを審判員が許さなかった場合，または起訴状副本もしくは上訴状副本を送達しなかった等のその他の方法により，当事者に弁論の権利を行使できなくさせた場合，人民法院は民事訴訟法第七十九条第一項第（十）号に定められる「当事者の弁論の権利の剥奪」として認定しなければならない。ただし，法により審理を欠席し，法により判決，裁定が行われた場合を除く。

第十六条 基本的事実と案件の性質に対する原判決，裁定の認定が，その他の法律文書に基づいて行われたが，当該その他の法律文書が取消または変更された場合，人民法院は民事訴訟法第七十九条第一項第（十三）号に定められる状況として認定することができる。

第十七条 民事訴訟法第七十九条第二項に定められる「法定手続違反が案件の正しい判決，裁定に影響する可能性がある場合」とは，民事訴訟法第七十九条第一項第（四）号及び第（七）号から第（十二）号以外の法定手続違反が案件の裁判結果に誤りをもたらす可能性のある場合を指す。

第十八条 民事訴訟法第七十九条第二項に定められる「審判員が当該案件の審理の際に収賄や汚職行為を行い，私利を図り，法を曲げて裁判を行った場合」とは，当該行為がすでに関連の刑事法律文書または紀律処分決定により確認された状況を指す。

第十九条 人民法院は，再審申立書等の資料の審査を経て，再審申立事由が成立すると認識した場合，再審を裁定しなければならない。

当事者の再審申立が、民事訴訟法第百八十四条に定められる期限を超過し、または民事訴訟法第百七十九条に列記された再審事由の範囲を超えた場合、人民法院は再審申立の却下を裁定しなければならない。

第二十条 人民法院が、再審申立書等の資料を審査するだけでは裁定を行うことが困難と認識した場合、原審記録を閲覧調査して審査しなければならない。

第二十一条 人民法院は、案件の状況の必要に基づいて、当事者に質問するか否かを決定することができる。

新たな証拠が原判決、裁定を覆すに足ることにより再審が申し立てられた場合、人民法院は当事者に質問しなければならない。

第二十二条 再審申立の審査過程で、相手方も再審を申し立てた場合、人民法院はこれを再審申立人に加え、その提出した再審申立を合わせて審査しなければならない。

第二十三条 再審申立人が案件の審査期間に再審申立の取下げを申し立てた場合、これを認めるか否かは人民法院が裁定する。

再審申立人が召喚状によって召喚され、正当な理由なく質問を受けることを拒否した場合、再審申立の取下げの処理に従って裁定することができる。

第二十四条 人民法院が審査を経て、再審申立事由が不成立と認識した場合、再審申立の棄却を裁定しなければならない。

再審申立棄却の裁定は、送達されると直ちに法的効力を生じる。

第二十五条 以下の状況のうち一つに該当する場合、人民法院は審査の終結を裁定することができる。

(一) 再審申立人が死亡または終了し、権利義務の承継人が存在しない場合、または権利義務の承継人が再審申立の放棄を宣言した場合。

(二) 給付の訴において、給付義務を負う被申立人が死亡または終了し、執行に供すべき財産がなく、義務を負担すべき人もいない場合。

(三) 当事者が執行和解合意を達成し、かつすでに履行が完了した場合。ただし、当事者が執行和解合意において再審申立の権利を放棄しないことを宣言した場合を除く。

(四) 当事者間の紛争を別の案件で解決できる場合。

第二十六条 人民法院が再審申立の審査期間中に、人民検察院が当該案件について抗訴を提起した場合、人民法院は民事訴訟法第百八十八条の規定に従って再審を裁定しなければならない。

ない。再審申立人が提出した具体的な再審請求は、審理範囲に組み込まれなければならない。

第二十七条 一つ上級の人民法院が、審査を経て再審申立事由が成立すると認識した場合、通常は同法院が審理を行う。最高人民法院及び高級人民法院は、原審人民法院と同級のその他の人民法院を指定して再審を命じ、または原審人民法院に再審を命じることもできる。

第二十八条 一つ上級の人民法院は、案件の影響の程度及び案件の参加者等の状況に基づいて、再審を指定するか否かを決定することができる。再審を指定する必要がある場合、当事者の訴訟上の権利の行使の便宜及び人民法院の審理の便宜等の要素を考慮しなければならない。

再審指定を受けた人民法院は、民事訴訟法第一百八十六条第一項に定められる手続に従って審理しなければならない。

第二十九条 以下の状況のうち一つに該当する場合、原審人民法院による再審を命令してはならない。

(一) 原審人民法院が当該案件に対して管轄権を有していない場合。

(二) 審判員が当該案件を審理する際に、収賄や汚職行為を行い、私利を図り、法を曲げて裁判を行った場合。

(三) 原判決、裁定が、原審人民法院審判委員会の討論を経て行われた場合。

(四) その他、原審人民法院に再審を命じることが適さない場合。

第三十条 当事者が再審申立を行わず、人民検察院が抗訴していない案件で、原判決、裁定、調解合意が国家の利益、社会の公共利益に損害をもたらす等の確かな誤りがあることを人民法院が知った場合、民事訴訟法第一百七十七条の規定により再審を提起しなければならない。

第三十一条 人民法院は、民事訴訟法第一百八十六条の規定により、第一審手続または第二審手続に従って再審案件を審理しなければならない。

人民法院が再審案件を審理する際は、開廷して審理しなければならない。ただし第二審手続に従って審理する場合に、当事者双方がすでにその他の方法で十分に意見を表明し、かつ開廷せずに審理することに書面で同意した場合を除く。

第三十二条 人民法院が再審案件を開廷審理する際は、異なる状況に応じて行われなければならない。

(一) 当事者の申立てにより再審が裁定された場合、まず再審申立人が再審請求及び理由を陳述し、その後、被申立人が答弁し、その他の原審当事者が意見を発表する。

(二) 人民検察院の抗訴により再審が裁定された場合、まず抗訴機関が抗訴書を読み上げてから、抗訴を申し立てた当事者が陳述し、その後、被申立人が答弁し、その他の原審当事者が意見を発表する。

(三) 人民法院が職権により再審を裁定した場合、当事者は原審における訴訟地位に従って順次意見を発表する。

第三十三条 人民法院は、具体的な再審請求範囲内または抗訴が支持する当事者請求の範囲内で再審案件を審理しなければならない。当事者が原審の範囲を超えて訴訟請求を増加または変更した場合、再審審理の範囲には含まれない。ただし国家の利益、社会公共の利益に関わる場合、または当事者が原審訴訟においてすでに法により訴訟請求の増加または変更を要求したが原審で審理が行われず、かつその他の訴訟を形成することが客観的に不可能である場合を除く。

再審裁定を経て原判決が取り消され、原審に差し戻された後、当事者が訴訟請求を増加させた場合、人民法院は民事訴訟法第二百二十六条の規定により処理する。

第三十四条 再審申立人が再審期間中に再審申立を取り下げた場合、これを認めるか否かは人民法院が裁定する。認める裁定をした場合、再審手続を終結しなければならない。再審申立人が召喚状により召喚され、正当な理由なく出廷を拒否した場合、または法廷の許可なく中途退廷した場合、再審申立の自主的取下げの処理に従って裁定することができる。

人民検察院の抗訴による再審の案件で、抗訴を申し立てた当事者が前項に定める状況に該当し、かつ国家の利益、社会公共の利益または第三者の利益を損なわない場合、人民法院は再審手続の終結を裁定しなければならない。人民検察院が抗訴を取り下げた場合、これを認めなければならない。

再審手続を終結させた場合、原判決の執行は回復される。

第三十五条 第一審手続に従って再審案件を審理する際、一審の原告が訴えの取下げを申し立てた場合、これを認めるか否かは人民法院が裁定する。認める裁定をした場合、同時に原判決、裁定、調解書の取消を裁定しなければならない。

第三十六条 当事者が再審審理中に調解を経て合意に達した場合、人民法院は調解書を作成しなければならない。調解書は当事者双方が署名した後に直ちに法的効力を有し、原判決、裁定は取り消されたとみなす。

第三十七条 人民法院が再審審理を経て、原判決、裁定で認定された事実が明確で、法律の適用が正確であると認識した場合、これを維持しなければならない。原判決、裁定の事実認定、法律の適用、理由の陳述に瑕疵があるものの、裁判結果が正確である場合、人民法院は再審判決、裁定において上記の瑕疵を修正した後でこれを維持しなければならない。

第三十八条 人民法院が第二審手続に従って再審案件を審理し、原判決で認定された事実が

誤りであること、または認定された事実が不明確であることを知った場合、事実を調査した後改判しなければならない。ただし、原審人民法院が事実調査を行って紛争を解決することが便宜である場合、原判決の取消し及び原審への差戻しを裁定することができる。原審手続が訴訟に参加しなければならない当事者を遺脱し、かつ調解合意に達することができない場合、及びその他の法定手続の違反により再審手続において直接実体処理を行うことが適さない場合、原判決の取消し及び原審への差戻しを裁定しなければならない。

第三十九条 新たな証拠により、原判決、裁定に確かに誤りがあることが証明された場合、人民法院は改判を行わなければならない。

再審申立人または抗訴申立当事者が新たな証拠を提出したことにより再審改判となった場合において、再審申立人または抗訴申立当事者の過失により原審手続において遅滞なく挙証することができなかつたときに、被申立人等の当事者が増加した旅費、労働時間の損失等の訴訟費用の補償を請求した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。これにより拡大した直接的損失の賠償請求は、別途訴訟を提起して解決することができる。

第四十条 人民法院は、調解方式により結審した案件について再審を裁定した後、審理を経て、調解が自由意思の原則に違反する旨の再審申立人が提出した事由が成立しないことを知り、かつ調解合意の内容が法律の強制規定に違反しない場合、再審申立の棄却を裁定し、かつ原調解書の執行を回復させなければならない。

第四十一条 民事再審案件の当事者は、原審案件の当事者でなければならない。原審案件の当事者が死亡または終了した場合、その権利義務承継人は再審を申し立てることができ、かつ再審訴訟に参加することができる。

第四十二条 第三者が人民法院に対して再審の裁定を申し立てた場合に、人民法院が審理を経て、第三者が必要な共同訴訟当事者であることを認識し、第一審手続に従って再審を行うときは、第三者を当事者として追加し、新たな判決を下さなければならない。第二審手続に従って再審を行い、調解を経ても合意に達することが困難なときは、原判決を取り消し、原審に差し戻さなければならない。差戻審では第三者を当事者として追加しなければならない。

第三者が必要な共同訴訟当事者ではない場合、原判決に対して異議を提出した部分の適法性のみを審理し、かつ審理の状況に基づいて原判決の関連条項を取り消すか、または再審請求を棄却する判決をしなければならない。原判決の関連条項を取り消す場合、第三者及び原審の当事者に対して、新たな訴訟を提起して関連紛争を解決できる旨を告知しなければならない。

第四十三条 本院が以前に公布した司法解釈と本解釈が一致しない場合、本解釈を基準とする。本解釈で規定されていない場合、以前の規定に従って執行する。

# 「民事訴訟の証拠に関する若干規定」における挙証期限に関する規定の適用に関する最高人民法院の通知

法発[2008]42号

全国地方各級人民法院、各級軍事法院、各鉄道運輸中級法院及び基層法院、各海事法院並びに新疆生産建設兵団各級法院：

「最高人民法院の民事訴訟の証拠に関する若干規定」（以下「証拠規定」という）は2002年4月1日に施行されて以来、人民法院の審判活動を指導及び規範化し、訴訟当事者の証拠意識を高め、民事審判活動の公正で秩序ある実施を促進する上で、積極的な役割を果たした。しかし新たな状況や新たな問題の出現に伴い、一部の地方は「証拠規定」における個別の条項について、とりわけ挙証期限の規定についての理解が統一されていない。当事者の訴訟上の権利の十分な行使を適切に保障し、人民法院の公正で効率の良い審判権の行使を保障するため、「証拠規定」における挙証期限の規定の適用等の関連問題について以下の通り通知する。

一、第三十三条第三項に定められる挙証期限の問題について。「証拠規定」第三十三条第三項に定められた挙証期限とは、第一審の通常手続きを適用して民事案件を審理する場合に、当事者が主張する起訴事実を証明する証拠を提供するよう人民法院が指定する期限を指し、当該期限は30日より短くしてはならない。ただし、人民法院は当事者双方の同意を得て、指定する挙証期限を30日より短くすることができる。上記規定する挙証期限の満了後は、ある特定の実事もしくは特定の証拠に対して、または特定の原因に基づき、人民法院は案件の具体的な状況に基づいて当事者が証拠または反証を提出する期限を事情を斟酌して定めることができ、当該期限は「30日より短くしてはならない」という制限を受けない。

二、簡易手続を適用して審理する案件の挙証期限の問題について。簡易手続を適用して審理する案件では、人民法院が指定する挙証期限は「証拠規定」第三十三条第三項に定められた制限を受けず、30日より短くすることができる。簡易手続を通常手続に変更して審理し、人民法院が指定した挙証期限が30日より短い場合、人民法院は当事者に対して30日を下回らない挙証期限を補充しなければならない。ただし、当事者の同意を得て、人民法院は指定する挙証期限を30日より短くすることができる。

三、当事者が管轄権異議を提出した後の挙証期限の問題について。当事者が第一審の答弁期間中に管轄権異議を提出した場合、人民法院は当事者の管轄権異議を棄却する裁定が発効した後、「証拠規定」第三十三条第三項の規定に従い、30日を下回らない挙証期限を新たに指定しなければならない。ただし、当事者の同意を得て、人民法院は30日より短い挙証期限を指定することができる。

四、人民法院が職権により調査、収集した証拠に対して反対の証拠を提出する場合の挙証期限の問題について。人民法院が「証拠規定」第十五条に従い調査、収集した証拠が開廷審理で示された後に、当事者が反対の証拠の提供を求めた場合、人民法院は事情を斟酌して相応の挙証期限を確定することができる。

五、当事者を追加する場合の挙証期限の問題について。人民法院が当事者を追加し、または独立の請求権を有する第三者が訴訟に参加した場合、「証拠規定」第三十三条第三項の規定に

従い、新たに訴訟に参加した当事者のために挙証期限を指定しなければならない。当該挙証期限はその他の当事者にも適用される。

六、当事者が挙証期限の延長を申し立てた場合の問題について。当事者が挙証期限の延長を申し立てて、人民法院がこれを認めた場合、当事者双方の訴訟上の権利を平等に保護するため、延長した挙証期限はその他の当事者にも適用される。

七、訴訟請求を増加または変更及び反訴を提出する際の挙証期限の問題について。当事者が第一審の挙証期限内に訴訟請求を増加もしくは変更し、もしくは反訴を提出した場合、または人民法院が「証拠規定」第三十五条の規定に従い、当事者に訴訟請求を変更できることを告知した後に、当事者が訴訟請求を変更した場合、人民法院は案件の具体的な状況に基づいて新たに挙証期限を指定しなければならない。当事者が挙証期限に対して約定していた場合、「証拠規定」第三十三条第二項の規定に従い処理する。

八、第二審の新たな証拠の挙証期限の問題について。第二審人民法院の審理において、当事者が新たな証拠の提供を申し立てた場合、人民法院が指定する挙証期限は、「30日より短くしてはならない」という制限を受けない。

九、差戻し案件の挙証期限の問題について。差戻し案件が第一審人民法院で改めて審理される場合、案件の具体的な状況と差戻しの原因等の状況を結合し、事情を斟酌して挙証期限を確定することができる。案件が法定手続に違反したことにより差し戻された場合、人民法院は当事者の意見を求めた後に、挙証期限を再度指定せず、または事情を斟酌して挙証期限を指定することができる。ただし、案件が当事者の遺漏により差し戻された場合には本通知第五条に従って処理する。案件が事実不明または証拠不足と認定されたことにより差し戻された場合、人民法院は当事者に対して、協議して挙証期限を確定することを求め、または事情を斟酌して挙証期限を指定することができる。当該挙証期限は「30日より短くしてはならない」という制限を受けない。

十、新たな証拠の認定の問題について。人民法院は「新たな証拠」について、「証拠規定」第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条の規定に従い、以下の要素を結合して総合的に認定する。

(一) 証拠が挙証期限または「証拠規定」第四十一条、第四十四条に定められたその他の期限内にすでに客観的に存在していたか。

(二) 当事者が挙証期限または司法解釈に定められたその他の期限内に証拠を提供しなかったことに、故意または重大な過失が存在するか。

中華人民共和国最高人民法院  
2008年12月11日